

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年6月13日
【事業年度】	第139期（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）
【会社名】	神戸電鉄株式会社
【英訳名】	Kobe Electric Railway Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 杉山 健博
【本店の所在の場所】	神戸市兵庫区新開地1丁目3番24号
【電話番号】	(078)576-8671(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部 部長 前田 正明
【最寄りの連絡場所】	神戸市兵庫区新開地1丁目3番24号
【電話番号】	(078)576-8671(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部 部長 前田 正明
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第135期	第136期	第137期	第138期	第139期
決算年月		平成22年 3月	平成23年 3月	平成24年 3月	平成25年 3月	平成26年 3月
営業収益	百万円	25,932	24,824	23,674	23,201	22,764
経常利益	百万円	227	177	302	640	839
当期純利益又は当期純損失 ()	百万円	170	125	2,511	578	606
包括利益	百万円	-	118	1,950	784	704
純資産額	百万円	12,406	12,530	10,579	11,360	11,766
総資産額	百万円	107,337	104,936	101,016	98,966	97,510
1株当たり純資産額	円	154.04	155.62	131.40	141.13	146.20
1株当たり当期純利益金額又は 当期純損失金額()	円	2.12	1.56	31.19	7.18	7.53
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	-	-	-	-	-
自己資本比率	%	11.6	11.9	10.5	11.5	12.1
自己資本利益率	%	1.4	1.0	21.7	5.3	5.2
株価収益率	倍	180.7	153.2	-	42.5	45.2
営業活動によるキャッ シュ・フロー	百万円	3,803	2,766	2,868	4,205	4,410
投資活動によるキャッ シュ・フロー	百万円	4,717	1,479	1,541	1,631	2,280
財務活動によるキャッ シュ・フロー	百万円	769	1,307	1,085	2,331	2,403
現金及び現金同等物の期末 残高	百万円	1,079	1,064	1,306	1,549	1,275
従業員数 [外、平均臨時雇用者数]	人	979 [779]	948 [791]	906 [728]	863 [734]	837 [767]

(注) 1 営業収益には、消費税等は含まれていない。

2 第135期、第136期、第138期及び第139期の「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」については、潜在株式が存在しないため記載していない。第137期の「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」については、1株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載していない。

3 第137期の株価収益率については、当期純損失であるため記載していない。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第135期	第136期	第137期	第138期	第139期
決算年月		平成22年 3月	平成23年 3月	平成24年 3月	平成25年 3月	平成26年 3月
営業収益	百万円	21,246	20,354	19,361	19,090	18,366
経常利益	百万円	81	89	173	575	664
当期純利益又は当期純損失 ()	百万円	72	94	2,719	561	526
資本金	百万円	11,710	11,710	11,710	11,710	11,710
発行済株式総数	千株	80,615	80,615	80,615	80,615	80,615
純資産額	百万円	13,113	13,200	11,041	11,794	12,412
総資産額	百万円	104,212	102,055	97,679	95,808	94,883
1株当たり純資産額	円	162.78	163.90	137.10	146.48	154.19
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	円	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益金額又は 当期純損失金額()	円	0.90	1.18	33.77	6.98	6.54
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	-	-	-	-	-
自己資本比率	%	12.6	12.9	11.3	12.3	13.1
自己資本利益率	%	0.6	0.7	22.4	4.9	4.3
株価収益率	倍	425.6	202.5	-	43.7	52.0
配当性向	%	-	-	-	-	-
従業員数 [外、平均臨時雇用者数]	人	546 [106]	540 [119]	527 [117]	509 [125]	502 [146]

(注) 1 営業収益には、消費税等は含まれていない。

2 第135期、第136期、第138期及び第139期の「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」については、潜在株式が存在しないため記載していない。第137期の「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」については、1株当たり当期純損失金額であり、また、潜在株式が存在しないため記載していない。

3 第137期の株価収益率については、当期純損失であるため記載していない。

2【沿革】

当社の設立から現在までの沿革は、次のとおりである。

年月	摘要
大正15年3月	神戸有馬電気鉄道株式会社設立（資本金500万円）
昭和3年11月	神有線運輸営業開始（現有馬線）
昭和3年12月	三田線運輸営業開始
昭和11年11月	三木電気鉄道株式会社設立（資本金60万円）
昭和11年12月	鈴蘭台・広野ゴルフ場前間運輸営業開始
昭和12年12月	広野ゴルフ場前・三木上の丸間運輸営業開始
昭和13年1月	三木上の丸・三木間運輸営業開始
昭和22年1月	神戸有馬電気鉄道株式会社と三木電気鉄道株式会社が合併、神有三木電気鉄道株式会社に商号変更
昭和24年4月	神戸電気鉄道株式会社に商号変更
昭和24年6月	大阪証券取引所に上場
昭和24年10月	乗合バス営業開始
昭和26年12月	三木・小野間運輸営業開始
昭和27年4月	小野・粟生間運輸営業開始
昭和32年4月	不動産事業営業開始
昭和40年1月	鈴蘭台・谷上間複線営業開始
昭和41年3月	谷上・有馬口間複線営業開始
昭和43年4月	神戸高速鉄道新開地駅乗入れ運輸営業開始
昭和45年3月	鈴蘭台車両工場及び検車庫竣工
昭和50年7月	神鉄ビル竣工、本店移転 神戸市兵庫区大開通1丁目1番1号
昭和54年11月	見津信号場・押部谷間複線営業開始
昭和55年8月	流通事業営業開始
昭和57年10月	西鈴蘭台・藍那間複線営業開始
昭和59年10月	第二車庫第一期工事竣工
昭和62年4月	鉄道事業法の施行に伴い、第1種鉄道事業として営業開始
昭和63年4月	神戸電鉄株式会社に商号変更
昭和63年4月	第2種鉄道事業（湊川・新開地間）営業開始
昭和63年4月	谷上駅移設工事竣工
平成元年3月	川池信号場・見津信号場間複線営業開始
平成元年10月	第二車庫第二期工事竣工
平成3年3月	横山・三田間複線営業開始
平成3年10月	公園都市線運輸営業開始（横山・フラワータウン間）
平成7年5月	本店移転 神戸市北区山田町下谷上字明田8番地の1
平成8年3月	フラワータウン・ウッディタウン中央間運輸営業開始
平成10年3月	岡場・田尾寺間複線営業開始
平成10年9月	自動車事業を神鉄バス株式会社（平成10年4月1日設立）に営業譲渡
平成11年10月	ストアードフェアシステム「スルッとKANSAI」に参入
平成12年4月	介護事業営業開始
平成13年4月	健康・保育事業営業開始
平成16年7月	本店移転 神戸市兵庫区新開地1丁目3番24号
平成25年7月	東京証券取引所と大阪証券取引所の統合に伴い、東京証券取引所に上場

（注）当社は平成26年2月27日開催の取締役会において、当社の流通事業である食品スーパー事業を子会社の株式会社神鉄エンタープライズに、また、駅売店業を子会社の神鉄観光株式会社に、それぞれの事業を譲渡することを決議し、平成26年4月1日付けで譲渡した。

関係会社の設立から現在までの沿革は、次のとおりである。

年月	摘要
昭和34年10月	神戸電気鉄道株式会社の旅行、誘致宣伝部門を株式会社神鉄交通社として設立
昭和36年12月	株式会社神鉄交通社が神鉄観光株式会社に商号変更
昭和37年2月	神鉄交通株式会社設立
昭和42年3月	有馬土地開発株式会社の株式取得
昭和44年4月	大阪神鉄交通株式会社設立
昭和44年7月	株式会社神鉄モータープール設立
昭和47年6月	神鉄不動産株式会社設立
昭和48年5月	株式会社神鉄エンタープライズ設立
昭和49年7月	神鉄不動産株式会社が株式会社神鉄モータープールを吸収合併
昭和50年2月	株式会社神鉄会館設立
昭和53年2月	株式会社神鉄運輸サービス設立
昭和53年10月	神鉄自動車整備株式会社設立
昭和54年12月	有馬土地開発株式会社が神鉄兵庫ゴルフ株式会社に商号変更
昭和56年8月	株式会社神鉄運輸サービスが神戸電気鉄道株式会社の一般貸切旅客自動車運送事業を営業譲受
昭和57年7月	株式会社神鉄会館が神鉄産業株式会社に商号変更
昭和59年4月	株式会社神鉄ファイナンス設立
昭和60年12月	株式会社エス・シー・エス設立
昭和61年3月	神鉄交通株式会社が神鉄自動車整備株式会社を吸収合併
昭和61年4月	神鉄住宅販売株式会社設立
昭和61年8月	神鉄不動産株式会社が神鉄建設工業株式会社に商号変更
昭和63年10月	株式会社神鉄エンタープライズが神鉄産業株式会社の全事業を営業譲受
平成9年6月	大阪神鉄交通株式会社が豊中タクシー株式会社の全事業を営業譲受し、大阪神鉄豊中タクシー株式会社に商号変更
平成10年4月	神鉄バス株式会社設立
平成10年4月	神鉄建設工業株式会社が株式会社神鉄建設に商号変更
平成10年9月	神鉄バス株式会社が神戸電鉄株式会社の自動車事業を営業譲受
平成12年7月	株式会社エス・シー・エスが株式会社神鉄コミュニティサービスに商号変更
平成12年9月	神鉄住宅販売株式会社が株式会社神鉄ビジネスサポートに商号変更
平成12年11月	株式会社神鉄ビジネスサポートが株式会社神鉄ファイナンスの金融業を営業譲受
平成13年4月	神鉄バス株式会社が株式会社神鉄運輸サービスを吸収合併
平成14年3月	株式会社神鉄コミュニティサービスが株式会社神鉄建設の建設業を営業譲受
平成15年10月	神鉄バス株式会社が阪急バス株式会社に主要な一般乗合路線を譲渡
平成16年10月	神鉄交通株式会社が神鉄タクシー株式会社に商号変更

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社、子会社8社、関連会社2社及びその他の関係会社1社で構成され、その営んでいる主要な事業内容は、次のとおりである。

(1) 運輸業〔5社〕

事業の内容	会社名
鉄道事業 バス事業 タクシー業	当社、北神急行電鉄(株) (B) 神鉄バス(株) (A) 大阪神鉄豊中タクシー(株)、神鉄タクシー(株)

(2) 流通業〔3社〕

事業の内容	会社名
物品販売業	当社、(株)神鉄エンタープライズ (B)、神鉄観光(株) (A)(B)

(3) 不動産業〔2社〕

事業の内容	会社名
不動産販売業 不動産賃貸業	当社 当社、(株)神鉄コミュニティサービス (B)

(4) その他〔6社〕

事業の内容	会社名
旅行業 介護事業 健康・保育事業 ゴルフ場業 広告代理業 建設業 施設管理・警備業 金融業 温泉給湯業 情報処理サービス業	神鉄観光(株) (A) 当社 当社 神鉄兵庫ゴルフ(株) 神鉄観光(株) (A) (株)神鉄コミュニティサービス (株)神鉄コミュニティサービス (株)神鉄ビジネスサポート (株)有馬温泉企業 (株)神鉄ビジネスサポート (B)

(注) 1 連結子会社

2 持分法適用関連会社

3 上記部門の会社数には、当社、神鉄観光(株)、(株)神鉄コミュニティサービスが重複して含まれている。

4 当社では(A)の会社に対して施設の賃貸を行っている。

5 当社では(B)の会社に対して業務を委託している。

4【関係会社の状況】

(連結子会社)

名称	住所	資本金 百万円	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 %	関係内容				
					役員の兼任等		営業上の取引	設備の賃 貸借	摘要
					当社役員 人	当社職員 人			
神鉄バス(株)	神戸市北区	111	運輸業	100	2	5	なし	営業施設 の賃貸	
大阪神鉄豊中タク シー(株)	大阪市淀川区	92	運輸業	100	1	4	なし	なし	
(株)神鉄エンタープ ライズ	神戸市兵庫区	60	流通業	100	3	4	スーパーの業務 委託	なし	(注) 4
神鉄観光(株)	神戸市兵庫区	30	流通業、その他 (旅行業等)	100	1	5	定期券発売 の委託 売店の業務委託	営業施設 の賃貸	
(株)神鉄ビジネスサ ポート	神戸市兵庫区	30	その他 (金融業等)	100	1	4	情報処理業務 の委託	なし	
神鉄タクシー(株)	神戸市北区	20	運輸業	100	1	4	なし	なし	
(株)神鉄コミュニ ティサービス	神戸市北区	20	不動産業、その他 (施設管理・警備 業等)	100	2	3	建物賃貸の運営 業務委託 施設の管理保守 及び清掃、駅務 機器の保守	なし	
神鉄兵庫ゴルフ(株)	神戸市北区	15	その他 (ゴルフ場業)	90	2	1	なし	なし	

(持分法適用関連会社)

名称	住所	資本金 百万円	主要な事業の内容	議決権の 被所有割合 %	関係内容				
					役員の兼任等		営業上の取引	設備の賃 貸借	摘要
					当社役員 人	当社職員 人			
北神急行電鉄(株)	神戸市北区	3,200	運輸業	27.5 (7.6)	3	0	谷上駅の 業務委託	なし	(注) 5
(株)有馬温泉企業	神戸市兵庫区	10	その他 (温泉給湯業)	50	1	1	なし	なし	

(その他の関係会社)

名称	住所	資本金 百万円	主要な事業の内容	議決権の 被所有割合 %	関係内容				
					役員の兼任等		営業上の取引	設備の賃 貸借	摘要
					当社役員 人	当社職員 人			
阪急阪神ホール ディングス(株)	大阪市北区	99,474	鉄道事業	28.6 (1.0)	0	0	なし	なし	(注) 6

- (注) 1 「主要な事業の内容」の欄には、セグメントの名称を記載している。
 2 「議決権の所有割合」欄の()内は、内数で間接所有割合である。
 3 「議決権の被所有割合」欄の()内は、内数で間接被所有割合である。
 4 特定子会社に該当している。
 5 債務超過会社であり、債務超過額は25,138百万円である。
 6 有価証券報告書を提出している。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(平成26年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数(人)	
運輸業	636	(352)
流通業	47	(178)
不動産業	14	(3)
報告セグメント計	697	(533)
その他	98	(225)
全社(共通)	42	(9)
合計	837	(767)

(注) 従業員数は就業人員数(当社グループからグループ外への出向者を除く)であり、臨時従業員数は()内に年間の平均人員を外数で記載している。

(2) 提出会社の状況

(平成26年3月31日現在)

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
502 (146)	43.7	24.2	5,037

セグメントの名称	従業員数(人)	
運輸業	443	(21)
流通業	2	(1)
不動産業	12	(2)
報告セグメント計	457	(24)
その他	45	(122)
合計	502	(146)

(注) 1 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は()内に年間の平均人員を外数で記載している。

2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいる。

3 従業員数は、組合専従者2人及び出向社員96人を含まない。

4 60歳定年制を採用している。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて、日本私鉄労働組合総連合会の組合員数は731人で、その他の労働組合に所属している組合員数は80人である。なお、労使間において特記すべき事項はない。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当社グループにおいては、平成25年度から28年度までの新中期経営計画「グループビジョン2016」に基づき、各部門において増収に注力するとともにコストの削減に努めた結果、当連結会計年度の業績は次のとおりとなった。

すなわち、営業収益は22,764百万円となり前連結会計年度に比べ437百万円（1.9%）減少、営業利益は1,807百万円となり前連結会計年度に比べ122百万円（7.2%）増加、経常利益は839百万円となり前連結会計年度に比べ199百万円（31.1%）増加、当期純利益は606百万円となり前連結会計年度に比べ28百万円（4.8%）増加した。その結果、当連結会計年度末の連結欠損金は、前連結会計年度末に比べ606百万円縮小し819百万円となった。

運輸業

鉄道事業においては、「安全の絶対確保」を図るため、安全管理体制のさらなる整備・充実に取り組んだほか、運転保安度の一層の向上を図るため、「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」の補助を活用しながら、重レール化、PCまくらぎ化、法面防災、橋梁補強などの工事を押し進めた。

増収策としては、企画乗車券において、有馬温泉への旅客誘致を図るため、「有馬温泉 太閤の湯クーポン」、「有馬・六甲周遊1dayパス」、「有馬グルメチケット」に加え、新たに「有馬パルkip」を発売したほか、NHK大河ドラマの放映に合わせた「ひめじの官兵衛1dayパス」を発売するなど、沿線外へのお出かけに便利な商品の販売にも努めた。また、沿線自治体や各種団体との連携を深め、企画ハイキングなどを開催し、多数のお客様にご参加いただいた。

ご利用者の減少が続く粟生線においては、粟生線活性化協議会が策定した地域公共交通総合連携計画に基づき、「粟生線通勤 Come Back 補助制度」による通勤定期利用者の拡大、「粟生線サポーターズくらぶ」の会員募集、「粟生線乗ろうDAY!プログラム」による利用促進等に取り組み、沿線自治体や地域の皆様と一体となって粟生線の活性化に注力した。その一方で、コスト面では運行経費の削減を図るため、車両の短編成化を実施した。

このほか、ICカード対応の自動改札機を増設し利便性の向上を図るとともに、新開地駅の照明をLED化するなど省エネルギー化にも努めた。

バス事業においては、昨年5月より新たにバス路線の運行を受託したほか、スクールバスの貸切送迎業務をはじめ積極的な営業活動を行い、増収に努めた。

タクシー業においては、効率的な配車や稼働率の向上に努めるとともに、ハイブリッド車の導入等により経費の削減に取り組んだ。

これらの結果、当連結会計年度の運輸業の営業収益は12,807百万円となり、前連結会計年度に比べ119百万円（0.9%）増加したが、営業利益は、電気料金の値上げ等の影響により884百万円となり、前連結会計年度に比べ4百万円（0.5%）減少した。

(提出会社の運輸成績)

種別	期別	単位	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
				対前期増減率 (%)
営業日数		日	365	0.0
営業キロ		キロ	69.6	0.0
客車走行キロ		千キロ	16,777	2.1
旅客人員	定期	千人	38,441	1.2
	定期外	"	20,483	1.1
	計	"	58,924	1.2
旅客運輸収入	定期	百万円	4,760	0.9
	定期外	"	4,809	0.4
	計	"	9,570	0.6
運輸雑収		"	191	22.4
収入合計		"	9,761	0.0
乗車効率		%	22.9	-

(注) 1. 乗車効率の算出は、 $\frac{\text{延人キロ}}{\text{客車走行キロ} \times \text{平均定員}}$ による。

2. 客車走行キロ数は社用、試運転及び営業回送を含んでいない。

種別	期別	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
		営業収益 百万円	対前期増減率 (%)
鉄道事業		9,761	0.0
バス事業		1,383	7.9
タクシー業		1,695	2.5
消去		33	-
営業収益計		12,807	0.9

流通業

神鉄食彩館（食品スーパー）においては、昨年11月に「神鉄食彩館落合店（神戸市須磨区）」を新規にオープンする一方で、本年3月に長らくご愛顧いただいた「神鉄食彩館西口店（神戸市北区）」を閉店した。また、既存店では、商品構成の見直しやお買物ポイントサービス等により顧客の囲い込みを図り、増収に努めた。

このほか、北鈴蘭台駅前広場に洋菓子店を新たに誘致するとともに、駅売店では、新開地売店のリニューアル等を通じて品揃えの充実を図った。

しかしながら、低価格志向の影響や競合の激化等により、当連結会計年度の流通業の営業収益は6,190百万円となり、前連結会計年度に比べ181百万円（2.8%）減少し、営業利益は170百万円となり、前連結会計年度に比べ35百万円（17.1%）減少した。

なお、本年4月より、事業運営の機動性を一層高めるとともに経営資源の一元化を図り、事業競争力をより強化していくため、食品スーパー事業を株式会社神鉄エンタープライズに、駅売店業を神鉄観光株式会社にそれぞれ事業譲渡した。

種別	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
	営業収益 百万円	対前期増減率 (%)
物品販売業	11,792	1.1
消去	5,601	-
営業収益計	6,190	2.8

不動産業

土地建物販売業においては、「松宮台住宅地（神戸市北区）」をはじめ戸建用地の販売に努めた結果、土地分譲では1,386.50平方メートルを販売した。

土地建物賃貸業においては、賃貸ビルおよび賃貸土地のテナント誘致に努めるとともに、駐車場経営では、時間貸駐車場の新設および月極駐車場の利用率向上に努めた。

また、昨年4月より運営管理業務の受託を開始した「中突堤中央ターミナル（神戸市中央区）」をはじめ、4か所の受託施設においては、指定管理者として円滑な運営に取り組んだ。このほか、6月より見津車庫の構内用地（神戸市西区）において太陽光発電事業を立ち上げ、順調に推移した。

なお、神戸市により施行されている鈴蘭台駅前再開発事業においては、駅前の活性化および利便性の向上を図るため、関係各所と協議を進めている。

これらの結果、当連結会計年度の不動産業の営業収益は、土地分譲区画数の減少等により1,806百万円となり、前連結会計年度に比べ556百万円（23.5%）減少したが、営業利益は、経費の削減等により600百万円となり、前連結会計年度に比べ74百万円（14.1%）増加した。

種別	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
	営業収益 百万円	対前期増減率 (%)
不動産販売業	224	74.5
不動産賃貸業	1,594	4.6
消去	13	-
営業収益計	1,806	23.5

その他

健康・保育事業においては、昨年4月より「谷上保育園（神戸市北区）」の分園を開設するとともに、兵庫県小野市では、従来の学童保育に加えて新たに障がい児学童保育を開始し、両施設とも駅近接の強みを活かして園児数の増員を図った。

また、建設業においては、増収増益を図るため、当社グループ外からの受注拡大に努めた。

これらの結果、当連結会計年度のその他の営業収益は2,894百万円となり、前連結会計年度に比べ178百万円（6.6%）増加し、営業利益は177百万円となり、前連結会計年度に比べ69百万円（63.9%）増加した。

なお、神戸市から運営管理業務を受託している「神戸市立北神戸田園スポーツ公園」は、これまでの積極的な取組が評価され、本年4月より再受託した。

また、神戸市保育ママ「しんてつ・おかば園（神戸市北区）」は、本年4月より神戸市が進める認可保育園に準じた小規模保育として新たに開園した。

種別	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
	営業収益 百万円	対前期増減率 (%)
建設業	1,296	8.3
施設管理・警備業	1,201	4.4
介護事業	151	15.6
健康・保育事業	748	4.8
その他	434	2.4
消去	937	-
営業収益計	2,894	6.6

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前連結会計年度末に比べ273百万円（17.7%）減少し、当連結会計年度末には1,275百万円となった。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりである。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において営業活動による資金収支は、4,410百万円と前連結会計年度に比べ205百万円の増加となった。これは、仕入債務の増加額が増加したこと等によるものである。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において投資活動により使用した資金は、2,280百万円と前連結会計年度に比べ649百万円の増加となった。これは、有形固定資産の取得による支出が増加したこと等によるものである。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度において財務活動により使用した資金は、2,403百万円と前連結会計年度に比べ72百万円増加となった。これは、借入金の返済による支出が増加したこと等によるものである。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社グループは運輸業、流通業及び不動産業など多種多様な事業を営んでいるため、そのセグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていない。

このため生産、受注及び販売の状況については、「1 業績等の概要」における各セグメント業績に関連付けて示している。

3【対処すべき課題】

当社グループでは、経営理念である「安心・安全・快適をお届けすることで、お客様の豊かな暮らしを実現し、地域社会に貢献する」ことを目指すとともに、「グループビジョン2016」において、当社グループの競争力を高め、持続的成長と発展を遂げることで連結欠損金の解消や有利子負債の削減など財務の健全化を図り、安定した経営基盤の確立と企業価値の向上を図ることとしている。

今後も、その実現に向けて、激変する経営環境に迅速かつ的確に対応できる体制を確立し、運輸業の事業基盤の強化、不動産業・流通業の収益拡大を図っていく。また、経営基盤を拡充させるため、新規事業および既存事業の周辺事業への積極的な展開を進めていく。さらには、グループ全体の経営資源配分の最適化や、シナジーの創出及びその最大化を図っていく。

なお、昨年5月に発生した有馬口駅構内の列車脱線事故以降、新開地駅方面と有馬温泉駅間の直通列車等の運転ができず、お客様にご不便をおかけしているが、現在、直通運転の早期再開に向けて有馬口駅構内の配線変更工事を鋭意進めている。

また、粟生線については、輸送人員の減少傾向に歯止めがかからず、収支も厳しい状況が続いているが、粟生線の維持・存続を図っていくため、同線の利用促進や、上下分離をはじめとした同線にかかるコストの軽減等に向けて、今後も引き続き関係者と協議・検討を行っていく。

4【事業等のリスク】

当社グループの経営成績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性のある主なリスクには以下のようなものがある。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものである。

(1) 法的規制等について

当社グループの運輸業では、鉄道事業は鉄道事業法等の、バス事業及びタクシー業は道路運送法等の規制を受けている。鉄道事業及びバス事業の運賃の設定に当たっては一定の上限を定め、これを変更する場合には国土交通省の認可を得る必要がある。タクシー業の運賃は事業エリア内の上限及び下限が定められており、この範囲外に変更する場合には国土交通省の認可を得る必要がある。

これらの法的規制等によって、当社グループの事業活動が制限される可能性がある。

(2) 競合と沿線人口の減少等について

当社グループでは、鉄道事業を中心に主として当社沿線で事業展開しているため、沿線人口の減少や他社との競合激化の状況が続いた場合、当社グループの経営成績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性がある。

(3) 電気料金等の上昇について

当社グループの主要な事業である運輸業では、鉄道事業において大量の電力を消費するほか、営業車両の燃料として軽油等を使用しており、電気料金をはじめ、これらの価格が大きく上昇した場合、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性がある。

(4) 事故について

当社グループでは鉄道、バスなど大量の旅客を輸送する公共交通事業を営んでおり、安全保安諸施設の整備、従業員教育の徹底など安全管理には万全の注意を払っているが、大規模な事故が発生した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態等に大きな影響を及ぼす可能性がある。

(5) 有利子負債について

当社グループの有利子負債は、営業キャッシュ・フローに比べ過大である。金利変動リスクを回避するため、大部分の借入金等は固定金利で調達しているものの、金利上昇が長期間続いた場合、当社グループの経営成績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性がある。

(6) 地価の下落について

当社グループが保有する販売土地及び固定資産は、今後地価が下落した場合、販売土地の評価損及び固定資産の減損が発生する可能性があり、当社グループの経営成績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性がある。

(7) 自然災害について

当社グループは、兵庫県南部において鉄道施設や賃貸ビル等の営業施設を所有しているが、当該エリアに大きな被害をもたらす地震、台風による洪水等の自然災害が発生した場合、当社グループの経営成績及び財政状態等に大きな影響を及ぼす可能性がある。

(8) 個人情報の漏洩について

当社グループでは、多数の個人情報を取り扱っており、その管理には万全を期しているが、システムトラブルや犯罪行為により情報が流出した場合、信用失墜のみならず、損害賠償請求等により、経営成績に影響を及ぼす可能性がある。

5【経営上の重要な契約等】

当連結会計年度において、経営上の重要な契約等はない。

6【研究開発活動】

特記事項なし。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループに関する財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析・検討内容は、原則として連結財務諸表に基づいて分析した内容である。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものである。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき作成されている。この連結財務諸表作成に当たっては、決算日現在において過去の実績等を勘案し合理的に判断して見積りを行っているが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合がある。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

営業収益及び営業利益

営業収益は、流通業では低価格志向の影響や競合の激化、不動産業では土地分譲区画数の減少等の影響により、22,764百万円と前連結会計年度に比べ（1.9%）の減少となった。

営業利益は、各部門において増収に注力するとともにコストの削減に努めた結果、1,807百万円と前連結会計年度に比べ（7.2%）の増加となった。

なお、セグメント別の営業収益及び営業利益については、「1 業績等の概要」に記載のとおりである。

経常利益

営業外収益は、主に補助金収入が減少したこと等により131百万円と前連結会計年度に比べ（33.5%）の減少となった。

営業外費用は、主に支払利息が減少したこと等により1,099百万円と前連結会計年度に比べ（11.5%）の減少となった。

この結果、経常利益は839百万円となり、前連結会計年度に比べ（31.1%）の増加となった。

当期純利益

特別利益は、工事負担金等受入額が増加したこと等により488百万円と前連結会計年度に比べ（13.0%）の増加となった。

特別損失は、主に鉄道事故復旧費を計上したことにより621百万円と前連結会計年度に比べ（41.8%）の増加となった。

法人税等（法人税等調整額を含む）は、99百万円となった。

この結果、当連結会計年度の当期純利益は606百万円と前連結会計年度に比べ（4.8%）の増加となった。

(3) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況については、「1 業績等の概要」に記載のとおりである。

当社グループでは、キャッシュ・フロー重視の経営を行っており、収益力の強化により営業活動によるキャッシュ・フローを高め、さらに、投資効率を重視した設備投資を行うとともに、有利子負債の削減を進めることを目指している。

当連結会計年度においては、営業活動によるキャッシュ・フローが4,410百万円となり、投資活動によるキャッシュ・フローを加えたフリー・キャッシュ・フローは2,129百万円となった。

この結果、当連結会計年度末の借入金残高は、前連結会計年度末に比べ2,280百万円減少し72,272百万円となった。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループ（当社及び連結子会社）の当連結会計年度の設備投資（無形固定資産を含む。）については、2,237百万円となった。

当連結会計年度は、運輸業の鉄道事業における安全対策及び各事業におけるサービスの向上等のための設備投資を実施した。

セグメントの名称	当連結会計年度 百万円	対前期増減率 (%)
運輸業	1,846	7.0
流通業	80	166.7
不動産業	267	520.9
その他	90	48.3
計	2,285	15.7
消去又は全社	47	-
合計	2,237	15.8

各セグメントの主な設備投資内容を示すと、次のとおりである。

（運輸業） 駅務機器更新、PCまくら木化工事、重レール化工事等

（不動産業） 太陽光発電設備新設等

2【主要な設備の状況】

当社グループ（当社及び連結子会社）の平成26年3月31日現在における事業別の設備の概要、帳簿価額並びに従業員数は次のとおりである。

(1) セグメント総括表

セグメントの名称	帳簿価額（百万円）						従業員数（人）
	建物及び構築物	機械装置及び運搬具	土地（面積㎡）	建設仮勘定	その他	合計	
運輸業	42,392	5,699	22,979 (1,231,365)	1,127	207	72,406	636 (352)
流通業	638	5	23 (266)	-	155	822	47 (178)
不動産業	3,552	168	10,603 (175,665)	-	31	14,356	14 (3)
その他	1,042	9	879 (581,151)	-	50	1,982	98 (225)
小計	47,625	5,883	34,486 (1,988,448)	1,127	445	89,568	795 (758)
消去又は全社	220	63	24	3	8	319	42 (9)
合計	47,405	5,820	34,462 (1,988,448)	1,123	437	89,249	837 (767)

(注) 1 帳簿価額「その他」は工具・器具・備品である。

2 従業員数の（ ）内は外数で臨時従業員の平均人員である。

3 帳簿価額には、リース資産を「機械装置及び運搬具」に204百万円、「その他」に81百万円、それぞれ含んでいる。

(2) 提出会社 総括表

セグメントの名称	帳簿価額（百万円）						従業員数（人）
	建物及び構築物	機械装置及び運搬具	土地（面積㎡）	建設仮勘定	その他	合計	
運輸業	42,243	5,446	22,846 (1,227,803)	1,127	176	71,839	443 (21)
流通業	602	4	23 (266)	-	7	638	2 (1)
不動産業	3,544	168	10,591 (175,534)	-	31	14,336	12 (2)
その他	712	0	300 (1,012)	-	16	1,029	45 (122)
合計	47,102	5,620	33,762 (1,404,616)	1,127	231	87,843	502 (146)

(注) 1 帳簿価額「その他」は工具・器具・備品である。

2 従業員数の（ ）内は外数で臨時従業員の平均人員である。

3 帳簿価額には、リース資産を「機械装置及び運搬具」に23百万円、「その他」に22百万円含んでいる。

運輸業（従業員 443人）

鉄道事業

a. 線路及び電路設備

	線別	区間	単線・複線の別	営業キロ (km)	単線換算 軌道延長 (km)	駅数	変電所数
第1種鉄道事業	有馬線	湊川～有馬口	複線	20.0	48.1	16	3
		有馬口～有馬温泉	単線	2.5			
	三田線	有馬口～岡場	"	3.3	18.0	9	1
		岡場～田尾寺	複線	1.6			
		田尾寺～横山	単線	5.1			
		横山～三田	複線	2.0			
	公園都市線	横山～ウッディタウン 中央	単線	5.5	6.7	3	1
	粟生線	鈴蘭台～西鈴蘭台	"	1.3	42.5	19	3
		西鈴蘭台～藍那	複線	1.7			
		藍那～川池信号場	単線	2.3			
		川池信号場～押部谷	複線	5.9			
押部谷～粟生		単線	18.0				
		計		69.2	115.3	47	8
第2種鉄道事業	神戸高速線	湊川～新開地	複線	0.4	(0.8)	(1)	(-)
		総計		69.6	115.3	47	8

(注) 1 各線とも軌間は1.067m、電圧は1,500Vである。

2 第2種鉄道事業における軌道・駅設備()は、第3種鉄道事業者(神戸高速鉄道株式会社)の保有資産である。

b. 車両

電動客車 (両)	付随客車 (両)	計 (両)
144	19	163

(注) 車庫の所在地並びに土地、建物の面積は下記のとおりである。

車庫	所在地	建物及び構築物	土地		摘要
		帳簿価額 (百万円)	面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)	
鈴蘭台車庫	神戸市北区	218	23,159	410	
第二車庫	神戸市西区	152	20,344	205	
計		371	43,504	616	

流通業（従業員 2人）

名称	所在地	建物及び構築物 帳簿価額 (百万円)	土地		摘要
			面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)	
神鉄食彩館新開地店	神戸市兵庫区	83	-	-	スーパーマーケット
神鉄食彩館北鈴店	神戸市北区	106	-	-	"
神鉄食彩館谷上店	"	61	182	10	"
神鉄食彩館西鈴店	"	92	-	-	"
神鉄食彩館岡場店	"	174	-	-	"
神鉄食彩館落合店	神戸市須磨区	3	(444)	-	"
売店施設他	神戸市北区他	79	84	13	駅売店他
計		602	266 (444)	23	

(注) 1 上記記載の土地の面積の内、-で表示している箇所は鉄道事業及び不動産事業用地である。

2 ()は、外数で賃借中の面積である。

3 神鉄食彩館西口店は、平成26年3月23日で閉店し、不動産賃貸業に移管した。

不動産業（従業員 12人）

名称	所在地	建物及び構築物 帳簿価額 (百万円)	土地		摘要
			面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)	
神鉄ビル	神戸市兵庫区	1,290	1,434	649	鉄筋コンクリート造地下2階地上11階建
鈴蘭台神鉄ビル	神戸市北区	9	-	-	鉄骨造3階建
鈴蘭台北神鉄ビル	"	80	-	-	鉄筋コンクリート造4階建
鈴蘭台西町神鉄ビル	"	41	-	-	"
北鈴神鉄駅ビル	"	110	-	-	鉄筋コンクリート造地下1階地上2階建
北鈴神鉄ビル	"	10	485	69	鉄骨造2階建
北鈴神鉄駅前ビル	"	43	-	-	"
北鈴一番館	"	14	203	17	鉄骨造3階建
西鈴神鉄ビル	"	124	-	-	鉄筋コンクリート造3階建
西鈴壱番館	"	6	75	10	鉄筋コンクリート造
西鈴二番館	"	10	-	-	鉄骨造2階建
西鈴三番館	"	30	-	-	鉄筋コンクリート造2階建
谷上SHビル	"	529	-	-	鉄筋コンクリート造7階建
岡場高架下店舗	"	21	-	-	鉄骨造
田尾寺店舗	"	4	2,991	217	"
フラワータウン駅ビル	兵庫県三田市	10	-	-	鉄筋コンクリート造地上7階建の一部
緑が丘駅前店舗	兵庫県三木市	9	-	-	鉄骨造2階建
緑が丘神鉄ビル	"	9	-	-	"
小野神鉄ビル	兵庫県小野市	270	-	-	鉄筋コンクリート造4階建
有馬養鱒場他	神戸市北区他	619	47,570	2,285	
賃貸用地	"	292	110,779	7,254	事業用定借地他
事業計画用地	"	2	11,993	87	
計		3,544	175,534	10,591	

(注) 上記記載の土地の面積の内、-で表示している箇所は鉄道事業用地である。

その他（従業員 45人）

名称	所在地	建物及び構築物	土地		摘要
		帳簿価額 (百万円)	面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)	
神鉄スイミングスクール	神戸市北区	307	-	-	通所介護施設他
御影スイミングスクール	神戸市東灘区	68	922	285	
神鉄デイサービスセンター他	神戸市北区他	336	90	14	
計		712	1,012	300	

（注） 上記記載の土地の面積の内、 - で表示している箇所は鉄道事業用地である。

(3) 連結子会社

運輸業

a. バス事業

名称	所在地	建物及び構築物	土地		在籍車両数			従業員数 (人)	摘要
		帳簿価額 (百万円)	面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)	乗合 (両)	貸切 (両)	計 (両)		
(神鉄バス株) 星和台車庫他	神戸市北区	12	1,637	83	12	67	79	69	

b. タクシー業

名称	所在地	建物及び構築物	土地		従業員数 (人)	摘要
		帳簿価額 (百万円)	面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)		
(大阪神鉄豊中タクシー株) 本社事務所他	大阪市淀川区他	77	(2,506)	-	58	()は賃借資産
(神鉄タクシー株) 本社事務所他	神戸市北区	58	1,923	49	66	

不動産業

名称	所在地	建物及び構築物	土地		従業員数 (人)	摘要
		帳簿価額 (百万円)	面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)		
(株神鉄コミュニティサービス) 賃貸建物	神戸市北区	8	-	12	2	

その他

名称	所在地	建物及び構築物	土地		従業員数 (人)	摘要
		帳簿価額 (百万円)	面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)		
(神鉄兵庫ゴルフ株) 兵庫カンツリークラブ	神戸市北区	302	580,139	578	1	

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	件名	セグメントの 名称	投資予定額		今後の所要額 (百万円)	工事着手年月	完成予定年月	摘要	
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)					
提出会社	三田線 複線化工事	運輸業							
	第一期工事		23,090	10,566	12,523	昭和59年3月	-		
	第三期工事		13,643	141	13,501	平成11年4月	-		
	粟生線 複線化工事								
	第四期工事		9,006	5,187	3,818	昭和63年11月	平成29年3月		
	第二車庫 新設工事								
	第三期工事		1,006	221	784	平成2年6月	-		
	計		46,745	16,117	30,627				

(注) 今後の所要額30,627百万円は、三田線複線化工事に係る地方自治体無利息助成金9,046百万円、自己資金及び借入金21,581百万円によりまかなう予定である。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項なし。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	160,000,000
計	160,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成26年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成26年6月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	80,615,668	80,615,668	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 1,000株
計	80,615,668	80,615,668	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(4) 【ライツプランの内容】
 該当事項なし。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数		資本金		資本準備金		摘要
	増減数 (千株)	残高 (千株)	増減額 (百万円)	残高 (百万円)	増減額 (百万円)	残高 (百万円)	
平成24年6月13日	-	80,615	-	11,710	580	-	(注)

(注) 資本準備金の減少は欠損填補によるものである。

(6) 【所有者別状況】

(平成26年3月31日現在)

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	35	21	61	28	1	5,858	6,004	-
所有株式数 (単元)	-	11,049	218	24,734	496	1	43,254	79,752	863,668
所有株式数の割合(%)	-	13.86	0.27	31.01	0.62	0.00	54.24	100.00	-

(注) 自己株式113,306株は、「個人その他」に113単元、「単元未満株式の状況」に306株含まれている。

(7)【大株主の状況】

(平成26年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
阪急阪神ホールディングス 株式会社	大阪府池田市栄町1-1	21,950	27.23
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	3,141	3.90
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,014	1.26
株式会社みなと銀行	神戸市中央区三宮町2丁目1-1	832	1.03
阪急電鉄株式会社	大阪府池田市栄町1-1	776	0.96
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	606	0.75
三井住友信託銀行株式会社 (常任代理人 日本トラスティ・ サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 (東京都中央区晴海1丁目8-11)	473	0.59
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口2)	東京都中央区晴海1丁目8-11	424	0.53
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口3)	東京都中央区晴海1丁目8-11	421	0.52
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口1)	東京都中央区晴海1丁目8-11	414	0.51
三菱UFJ信託銀行株式会社 (常任代理人 日本マスタート トラスト信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 (東京都港区浜松町2丁目11番3号)	414	0.51
計	-	30,466	37.79

(注) 上記所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりである。
 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4) 955千株
 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 597千株
 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2) 424千株
 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口3) 421千株
 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1) 414千株

(8) 【議決権の状況】
【発行済株式】

(平成26年3月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 113,000 (相互保有株式) 普通株式 82,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 79,557,000	79,557	-
単元未満株式	普通株式 863,668	-	-
発行済株式総数	80,615,668	-	-
総株主の議決権	-	79,557	-

(注)「単元未満株式」欄には、当社所有の自己保有株式及び相互保有株式が次のとおり含まれている。

自己保有株式 306株
相互保有株式 北神急行電鉄株式会社 520株

【自己株式等】

(平成26年3月31日現在)

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 神戸電鉄株式会社	神戸市兵庫区 新開地1丁目3番24号	113,000	-	113,000	0.14
(相互保有株式) 北神急行電鉄株式会社	神戸市北区 谷上東町1-1	82,000	-	82,000	0.10
計	-	195,000	-	195,000	0.24

(9) 【ストックオプション制度の内容】
該当事項なし。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項なし。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項なし。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	16,946	5
当期間における取得自己株式	1,370	0

(注) 当期間における取得自己株式には、平成26年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めていない。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	113,306	-	114,676	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成26年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めていない。

3【配当政策】

当社は、鉄道事業という公共性の高い事業を展開しており、財務状況、経営見通し等を総合的に勘案し、安定的な配当を行うことを基本方針としている。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会である。

当事業年度の配当金については、欠損金が解消していないため、無配とした。

当社は、「当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めている。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第135期	第136期	第137期	第138期	第139期
決算年月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
最高(円)	415	389	245	355	437
最低(円)	380	211	215	216	295

(注) 最高・最低株価は、平成25年7月16日より東京証券取引所市場第一部におけるものである。それ以前は大阪証券取引所市場第一部におけるものである。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成25年10月	11月	12月	平成26年1月	2月	3月
最高(円)	400	357	343	344	340	349
最低(円)	352	314	300	322	303	331

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものである。

5【役員 の 状 況】

役名及び職名	氏名 (生年月日)	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役会長 〔代表取締役〕	原田 兼治 (昭和24年2月26日生)	昭和49年4月 阪急電鉄株式会社(現阪急阪神ホールディングス株式会社)入社 平成13年6月 同社鉄道事業本部技術部部长 同 14年6月 当社監査役 同 14年6月 阪急電鉄株式会社(現阪急阪神ホールディングス株式会社)取締役 同 16年4月 同社常務取締役 同 17年4月 阪急電鉄株式会社常務取締役 同 18年6月 当社代表取締役社長 同 25年6月 当社代表取締役会長(現)	(注3)	28
取締役社長 〔代表取締役〕	杉山 健博 (昭和33年11月20日生)	昭和57年4月 阪急電鉄株式会社(現阪急阪神ホールディングス株式会社)入社 平成13年4月 同社経営推進室長 同 17年6月 同社取締役 同 18年6月 阪急ホールディングス株式会社(現阪急阪神ホールディングス株式会社)取締役 同 19年4月 阪急電鉄株式会社常務取締役 同 25年4月 当社顧問 同 25年6月 当社代表取締役社長(現)	(注4)	6
専務取締役 〔代表取締役〕 (鉄道事業本部長)	三津澤 修 (昭和26年9月7日生)	昭和50年4月 阪急電鉄株式会社(現阪急阪神ホールディングス株式会社)入社 平成15年4月 同社都市交通事業本部鉄道営業部長 同 15年6月 当社取締役 同 15年6月 当社鉄道事業本部長(現) 同 18年10月 当社鉄道事業本部技術部長 同 19年1月 当社鉄道事業本部安全対策部長 同 19年4月 当社常務取締役 同 24年6月 当社代表取締役常務取締役 同 25年6月 当社代表取締役専務取締役(現)	(注4)	18
常務取締役 (経営企画部担当、 人事総務部担当)	藤原 芳明 (昭和29年7月27日生)	昭和52年4月 当社入社 平成11年6月 当社統括本部経理部長 同 13年6月 株式会社神鉄ビジネスサポート代表取締役社長(現) 同 14年4月 当社統括本部経理グループ長 同 14年6月 当社取締役 同 15年6月 当社統括本部長 同 19年4月 当社常務取締役(現) 同 20年4月 当社経営企画部長	(注3)	13
常務取締役 (ライフサポート 事業本部 介護事業部担当、 経営企画部担当)	近藤 恭彦 (昭和31年6月29日生)	昭和54年4月 株式会社太陽神戸銀行入行 平成19年4月 株式会社三井住友銀行本店上席調査役 同 19年5月 当社統括本部調査役 同 19年6月 当社取締役 同 20年3月 当社不動産事業本部長 同 20年4月 当社ライフサポート事業本部副本部長 同 20年5月 株式会社有馬温泉企業代表取締役社長 同 24年6月 当社常務取締役(現) 同 24年6月 当社ライフサポート事業本部長 同 25年6月 神鉄兵庫ゴルフ株式会社代表取締役社長(現)	(注4)	9
取締役	平松 秀則 (昭和18年8月18日生)	昭和42年4月 株式会社神戸銀行入行 平成7年6月 株式会社さくら銀行取締役 同 10年4月 同行常務取締役 同 12年4月 同行代表取締役専務取締役兼専務執行役員 同 14年6月 株式会社三井住友銀行代表取締役副頭取兼副頭取執行役員 同 15年6月 神戸土地建物株式会社代表取締役社長 同 19年6月 当社取締役(現)	(注4)	-

役名及び職名	氏名 (生年月日)	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	原口 和夫 (昭和23年1月29日生)	昭和47年4月 兵庫県採用 平成17年4月 同県土整備部長 同 20年4月 財団法人兵庫県園芸・公園協会(現公益財団法人兵庫県園芸・公園協会)理事長 同 23年6月 当社取締役(現)	(注4)	-
取締役 (人事総務部長)	田村 幸久 (昭和34年3月21日生)	昭和56年4月 当社入社 平成10年10月 神鉄バス株式会社営業部長 同 11年6月 同社常務取締役 同 12年6月 同社代表取締役社長 同 20年4月 当社人事総務部長(現) 同 20年6月 当社取締役(現) 同 24年4月 神鉄兵庫ゴルフ株式会社代表取締役社長 同 25年6月 神鉄バス株式会社代表取締役会長(現)	(注3)	10
取締役 (経営企画部長) (鉄道事業本部 副本部長) (鉄道事業本部 企画部長)	内芝 伸一 (昭和34年12月9日生)	昭和60年4月 阪急電鉄株式会社(現阪急阪神ホールディングス株式会社)入社 平成18年4月 阪急電鉄株式会社経営企画部副部長 同 18年4月 阪急ホールディングス株式会社(現阪急阪神ホールディングス株式会社)グループ経営企画部調査役 同 20年4月 当社鉄道事業本部技術部部長 同 20年6月 当社鉄道事業本部技術部長 同 21年4月 当社経営企画部長(現) 同 21年4月 当社鉄道事業本部企画部長(現) 同 21年6月 当社取締役(現) 同 21年6月 当社鉄道事業本部副本部長(現)	(注4)	3
取締役 (不動産事業本部長) (ライフサポート 事業本部健康・ 保育事業部担当)	津山 裕昭 (昭和33年4月29日生)	昭和57年4月 当社入社 平成14年4月 当社統括本部人事グループ長 同 19年6月 大阪神鉄豊中タクシー株式会社代表取締役社長 同 24年5月 株式会社有馬温泉企業代表取締役社長(現) 同 24年6月 当社取締役(現) 同 24年6月 当社不動産事業本部長(現) 同 24年6月 当社ライフサポート事業本部副本部長 同 26年6月 株式会社神鉄コミュニティサービス代表取締役社長(現)	(注3)	6

役名及び職名	氏名 (生年月日)	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常任監査役 (常勤)	稗田 勝 (昭和25年5月7日生)	昭和48年4月 株式会社神戸銀行入行 平成13年4月 株式会社三井住友銀行本店上席推進役 同 13年6月 当社取締役 同 14年4月 当社流通事業本部長 同 16年4月 当社ライフサポート事業本部副本部長 同 19年4月 当社常務取締役 同 19年4月 当社不動産事業本部長 同 19年4月 当社ライフサポート事業本部長 同 24年6月 当社常任監査役(常勤)(現)	(注5)	12
監査役	川島 常紀 (昭和27年4月18日生)	昭和52年4月 阪急電鉄株式会社(現阪急阪神ホールディングス株式会 社)入社 平成14年6月 同社取締役 同 17年4月 阪急電鉄株式会社常務取締役 同 18年4月 同社代表取締役常務取締役 同 18年4月 阪急ホールディングス株式会社(現阪急阪神ホールディ ングス株式会社)代表取締役 同 18年6月 当社監査役 同 21年6月 当社監査役(現) 同 21年6月 阪急電鉄株式会社常任監査役(現) 同 24年6月 阪急阪神ホールディングス株式会社常任監査役(現)	(注7)	-
監査役	木下 卓男 (昭和31年9月18日生)	昭和62年4月 弁護士登録 同 62年4月 神戸弁護士会(現兵庫県弁護士会)入会 平成19年6月 当社監査役(現)	(注6)	-
計				105

- (注) 1 取締役平松秀則及び原口和夫は、「社外取締役」である。
 2 監査役川島常紀及び木下卓男は、「社外監査役」である。
 3 平成26年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成28年3月期に係る定時株主総会終結の時までである。
 4 平成25年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時までである。
 5 平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成28年3月期に係る定時株主総会終結の時までである。
 6 平成23年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時までである。
 7 平成25年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成29年3月期に係る定時株主総会終結の時までである。
 8 当社は、法令に定める監査役の数に欠けることになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役2名を選任している。補欠監査役の略歴は次のとおりである。

氏名 (生年月日)	略歴	所有株式数 (千株)
井上 幸二 (昭和24年12月6日生)	昭和48年3月 当社入社 平成10年6月 神鉄観光株式会社常務取締役 同 11年6月 同社代表取締役常務取締役 同 12年6月 同社代表取締役社長 同 22年4月 退任	-
大塚 順一 (昭和32年7月8日生)	昭和55年4月 阪急電鉄株式会社(現阪急阪神ホールディングス株式会社)入社 平成12年6月 同社統括本部広報室長 同 18年10月 阪急阪神ホールディングス株式会社グループ経営企画部部長(経 理担当) 同 21年4月 阪急電鉄株式会社取締役 同 24年4月 阪急阪神ホールディングス株式会社グループ経営企画部長 同 25年4月 阪急電鉄株式会社常務取締役(現) 同 25年4月 阪急阪神ホールディングス株式会社グループ経営企画室長(現)	-

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、地域社会、顧客及び株主から信頼を得るため、法令遵守はもとより経営の透明性・健全性の高い経営体制を構築することが重要な経営課題であるとの認識のもと、従来から複数の社外取締役及び社外監査役を迎え、公正な経営への監視機能の充実を図るとともに、その意見を経営に反映させるなど、コーポレート・ガバナンスの機能強化に努めている。

(1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等並びにリスク管理体制の整備状況

会社の機関の基本説明

取締役会は、取締役10名（うち社外取締役2名）で構成され、原則毎月1回開催し、経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の監督を行っている。

また、常勤の取締役及び監査役で構成される経営会議を原則毎月1回開催し、業務執行に関する重要事項を審議しており、迅速な意思決定と経営判断の適正化を図っている。

さらに、グループ経営や子会社の事業計画等に関する重要事項の審議及び決定を行うため、当社の常勤取締役及び常任監査役で構成されるグループ経営会議を、原則として重要事項が付議される子会社の取締役会の開催前にセグメント別に開催している。

当社は監査役制度を採用しており、監査役3名のうち2名は社外監査役である。監査役は、監査役会で定めた監査の方針に従い、取締役会及びその他の重要な会議に出席して意見を述べるほか、当社及びグループ会社の業務執行に関する適法性・妥当性を監査し、必要な助言・勧告等を行っている。

内部統制システムの整備の状況

() 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス担当部署を置き、同部署は、コンプライアンスに関する意識の高揚を図るため、啓発マニュアルを作成し、定期的に研修を実施する。

法令、定款、規程もしくは企業倫理に反する行為またはその恐れのある事実を速やかに認識し、コンプライアンス経営を確保することを目的として、内部通報制度を設ける。

法令等に違反する重大な事象が発生した場合には、速やかに是正措置を講じるとともに、監査役に報告する。

内部監査部門は、監査役と連携して、計画的に内部監査を実施する。

() 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書その他の情報は、文書の保存・管理に関する規程に従い適切に保存・管理し、監査役はこれらの文書を常時閲覧できるものとする。

文書の保存・管理に関する規程には、重要な文書の保管方法、保存年限等を定め、規程を制定・改定する際は、監査役と事前に協議を行う。

() 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

組織横断的なリスクについてはリスク管理担当部署が、各部門所管業務に関するリスクについては各担当部門が、それぞれリスク想定・分析を行うとともに、適時見直しを行う。

不測の事態が発生した場合に適切な情報伝達が可能となる体制を整備するとともに、重大なリスクが具現化した場合には、社長を対策本部長とする危機対策本部を直ちに設置し、迅速かつ必要な初期対応を行うことにより、その損害・影響等を最小限に止める。

上記事項を規定するリスク管理に関する規程を制定するとともに、リスク分析やリスク対応の状況については、適時取締役会が報告を受ける体制を確保する。

グループ会社については、各社において同様の体制が整備されるよう指導するとともに、不測の事態が発生した場合に適切な情報の当社への伝達が可能となる体制を整備する。

() 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会に加えて経営会議を設置し、当社及び当社グループの経営方針及び経営戦略や経営計画に関わる重要事項については、経営会議の審議を経て、当社取締役会において決定するものとし、その進捗状況及び成果については、適時取締役会が報告を受ける体制を確保する。

業務執行については、業務組織、業務分掌、意思決定制度等においてそれぞれ取締役及び使用人の権限と責任の所在及び執行手続の詳細を定めるものとし、重要な業務執行の進捗状況については、適時取締役会が報告を受ける体制を確保する。

経営に関する意思決定においては、中期及び年度の経営計画、月次の業績報告等に基づき合理性、妥当性を十分に審議することにより、経営判断の適正性を確保する。

業務の効率性と適正性を確保するため、IT化を推進する。

- () 企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社グループの中期・年度経営計画については、当社が承認権限を持つとともに、適時その進捗状況について、取締役会が報告を受ける体制を確保する。
グループ会社がグループ経営の観点から重要な事項を実施する場合には、事前に当社の承認を得るものとする。
コンプライアンスに関する研修及び内部通報制度については、グループ会社についてもその対象とする。
内部監査部門は、監査役と連携して、グループ会社に対しても内部監査を実施し、改善事項の指摘・指導を行う。
- () 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役と協議し、必要な人員を配置する。
- () 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役を補助する使用人の独立性を確保するため、当該使用人の異動・評価等に関しては、監査役と事前に協議を行う。
- () 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
監査役が出席する取締役会及び経営会議において重要事項の報告を行うことに加え、意思決定書（稟議書）の回付等を通じて、監査役に対し、業務執行の状況を適時に報告する。
内部監査部門は、監査役に対し、内部監査活動に関する報告を適時行う。
監査役に対し、内部通報制度の運用状況を定期的に報告する。
- () その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、内部監査部門が実施する監査計画について事前に説明を受けるとともに、追加監査の実施等、必要な措置を求めることができるものとする。
監査役は、効率的な監査を実施するため、適宜、会計監査人及び内部監査部門と協議または意見交換を行う。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

- () 「神戸電鉄グループ法令倫理行動規範」において、反社会的勢力への対応として、「社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力に対しては毅然として対応します。」と定め、当該行動規範を各職場に配付し、周知を図っている。
- () 具体的な取り組みとしては、警察、弁護士等の外部機関との連携を密に行い、グループ会社間での情報交換、各種研修等を通じて、意識の向上・啓発に努めている。
また、有事の場合には、担当部署を中心に外部機関と連携しながら、毅然とした対応をとることとしている。

内部監査、監査役監査及び会計監査の状況

当社での内部監査は監査部が行っており、内部監査規程に基づき3名の監査担当者が分担して、社内の各部署とグループ会社の内部統制を中心とした業務全般について内部監査を実施している。また、同部は監査役及び会計監査人と情報の共有に努め、連携して監査活動を行っている。監査役は常勤監査役1名が常時監査に当たり、監査役会その他適宜の機会に、非常勤の社外監査役2名と意見交換を行っている。なお、常勤監査役稗田勝氏は株式会社三井住友銀行において長年の勤務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有している。

会計監査については、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しており、当社の監査業務を執行した公認会計士は、松山和弘、溝静太の2名（2名とも継続年数は7年未満）であり、監査業務に係る補助者は公認会計士6名、その他7名である。また、監査役及び会計監査人は、必要に応じ随時情報の交換を行うことで相互の連携をとり、監査体制の充実を図っている。

なお、これらの監査については取締役会を通じて内部統制部門の責任者に対して適宜報告がなされている。同様に、社外取締役及び社外監査役に対しても取締役会及び監査役会において適宜報告及び意見交換がなされている。

社外取締役及び社外監査役

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名である。

社外取締役平松秀則氏は、株式会社三井住友銀行において要職を歴任し、経営に関する豊富な経験と高い見識を有していることから社外取締役に選任している。同氏は、平成15年6月まで主要な取引先である同行の業務執行者であったが、退任後10年以上が経過している。また、当社と同行との間には、平成26年3月末時点において、同行が当社株式の3.9%を保有する等、資本的関係があるが、互いに主要株主には該当しないことから、その重要性はないものと判断している。さらに、平成26年3月末時点において、当社グループは同行から10,833百万円の借入残高があるが、当社は、複数の金融機関と取引をしており、当社が事業活動を行ううえでの制約はないと考えている。当社と同氏の間には、それ以外の人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はない。以上のことから、独立性を有するものと考え、社外取締役として選任し、同氏を株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届けている。

社外取締役原口和夫氏は、兵庫県において要職を歴任し、豊富な経験と高い見識を有していることから社外取締役に選任している。当社と同氏の間には、人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はない。以上のことから、独立性を有するものと考え、社外取締役として選任し、同氏を株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届けている。

社外監査役川島常紀氏は、阪急阪神ホールディングス株式会社において要職を歴任し、経営に関する豊富な経験と高い見識を有していることから社外監査役に選任している。当社は、同社の持分法適用会社であり、平成26年3月末時点において、同社は当社株式の27.2%を所有しており、また、同社の子会社である阪急電鉄株式会社は、当社株式の1.0%を所有しているが、当社の営業取引については、阪急阪神ホールディングス株式会社または同社のグループ会社及び阪急電鉄株式会社への依存度は低く、当社が事業活動を行ううえでの制約はないと考えている。当社と同氏の間には、それ以外の人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はない。以上のことから、独立性を有するものと考え、社外監査役として選任している。

社外監査役木下卓男氏は、弁護士としての専門的知識と豊富な経験を有していることから社外監査役に選任している。当社と同氏の間には、人的関係、資本的関係及び重要な取引関係その他の利害関係はない。以上のことから、独立性を有するものと考え、社外監査役として選任し、同氏を株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届けている。

当社は、経営監視機能の充実を図り、透明性・健全性の高い経営体制を構築するため、社外取締役及び社外監査役を選任している。社外取締役は、会社の最高権限者である代表取締役などの直接利害関係のない経営者や有識者等から選任し、当社の業務執行に携わらない客観的な立場から経営判断を受けることで、取締役会の監督機能強化を図っている。社外監査役は、監査体制の独立性を高め、客観的な立場から監査意見を表明することで、当社の企業統治の有効性に大きく寄与しているものと考えている。

当社において、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性について特段の定めはないが、社外での経営に関する豊富な経験や高い見識、また専門的見地から客観的かつ適切な監督または監査といった機能及び役割が期待され、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として、選任している。

なお、社外取締役または社外監査役による監督または監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係については、取締役会、監査役会において適宜報告及び意見交換がなされている。

取締役の定数

当社の取締役は、15名以内とする旨を定款で定めている。

取締役の選任

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらない旨を定款で定めている。

剰余金の配当等の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、「当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定款に定めている。

自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めている。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めている。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものである。

(2)役員報酬の内容

取締役及び監査役に支払った報酬の内容は次のとおりである。

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	対象となる 役員の員数 (人)
取締役	60	7
監査役	11	3
計 (うち、社外役員)	71 (5)	10 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬等は、株主総会において決議している。なお、個々の報酬については、取締役会決議に基づき、各取締役の役位別等に応じて配分を決定している。
2. 監査役の報酬等は、株主総会において決議している。なお、個々の報酬については、監査役会の協議によって定めている。
3. 役員退職慰労金制度は、平成22年6月15日開催の取締役会決議により廃止し、あわせて支給対象の全取締役及び全監査役の同意により、受給権を放棄することを決議している。
4. 上記報酬額は基本報酬であり、ストックオプション、賞与、退職慰労金等の報酬は支払っていない。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なものは次のとおりである。

総額(百万円)	対象となる役員の員数(人)	内容
27	3	使用人としての給与である。

(3)株式の保有状況

保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

24銘柄 922百万円

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)みなと銀行	1,174,000	194	企業間取引の強化
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	282,944	125	企業間取引の強化
(株)三井住友フィナンシャルグループ	29,536	111	企業間取引の強化
神栄(株)	397,000	92	株式の安定化
(株)ノザワ	277,000	61	株式の安定化
日工(株)	136,000	47	株式の安定化
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	73,980	41	企業間取引の強化
山陽電気鉄道(株)	110,250	40	企業間取引の強化
(株)大和証券グループ本社	30,000	19	企業間取引の強化
(株)みずほフィナンシャルグループ	94,360	18	企業間取引の強化

(当事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)みなと銀行	1,174,000	211	企業間取引の強化
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	282,944	131	企業間取引の強化
(株)三井住友フィナンシャルグループ	29,136	128	企業間取引の強化
(株)ノザワ	277,000	102	株式の安定化
神栄(株)	397,000	84	株式の安定化
日工(株)	136,000	65	株式の安定化
山陽電気鉄道(株)	110,250	53	企業間取引の強化
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	73,980	41	企業間取引の強化
(株)大和証券グループ本社	30,000	26	企業間取引の強化
(株)みずほフィナンシャルグループ	94,360	19	企業間取引の強化

保有目的が純投資目的の投資株式

該当事項なし。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
提出会社	33	1	33	0
連結子会社	-	-	-	-
計	33	1	33	0

【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

該当事項なし。

(当連結会計年度)

該当事項なし。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

提出会社は、会計監査人に対し、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金に係る特例の認定申請書に対する手続業務を委託している。

(当連結会計年度)

提出会社は、会計監査人に対し、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金に係る特例の認定申請書に対する手続業務を委託している。

【監査報酬の決定方針】

特記事項なし。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成している。

なお、当連結会計年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の連結財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第3条第2項により、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成している。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)第2条の規定に基づき、同規則並びに「鉄道事業会計規則」(昭和62年運輸省令第7号)により作成している。

なお、当事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成している。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けている。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っている。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同機構の行うセミナーへ参加している。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,549	1,275
受取手形及び売掛金	934	1,062
短期貸付金	88	98
販売土地及び建物	1,348	1,111
商品	92	99
貯蔵品	451	459
未成工事支出金	16	0
その他	894	1,091
貸倒引当金	10	1
流動資産合計	5,366	5,197
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	48,500	47,405
機械装置及び運搬具（純額）	5,996	5,820
土地	7 34,445	7 34,462
建設仮勘定	1,002	1,123
その他（純額）	514	437
有形固定資産合計	1,3,4 90,459	1,3,4 89,249
無形固定資産		
のれん	37	31
その他	694	709
無形固定資産合計	732	740
投資その他の資産		
投資有価証券	2,3 910	2,3 1,017
長期貸付金	1,128	1,013
繰延税金資産	69	62
その他	299	256
貸倒引当金	-	26
投資その他の資産合計	2,408	2,323
固定資産合計	93,600	92,313
資産合計	98,966	97,510

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,666	2,191
短期借入金	3,5,6 28,432	3,5,6 28,765
未払法人税等	61	91
前受金	134	144
賞与引当金	41	43
ポイント引当金	-	13
その他	8 2,613	8 2,624
流動負債合計	32,949	33,875
固定負債		
長期借入金	3,6 46,120	3,6 43,506
繰延税金負債	25	52
再評価に係る繰延税金負債	7 3,895	7 3,895
退職給付引当金	1,636	-
退職給付に係る負債	-	1,807
負ののれん	3	3
長期未払金	746	466
長期預り保証金	1,203	1,172
その他	8 1,024	8 964
固定負債合計	54,656	51,868
負債合計	87,606	85,744
純資産の部		
株主資本		
資本金	11,710	11,710
利益剰余金	1,425	819
自己株式	32	38
株主資本合計	10,252	10,852
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	135	218
繰延ヘッジ損益	99	84
土地再評価差額金	7 1,072	7 1,072
退職給付に係る調整累計額	-	292
その他の包括利益累計額合計	1,108	913
純資産合計	11,360	11,766
負債純資産合計	98,966	97,510

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業収益	23,201	22,764
営業費		
運輸業等営業費及び売上原価	3 18,939	3 18,395
販売費及び一般管理費	1 2,576	1 2,562
営業費合計	2 21,516	2 20,957
営業利益	1,685	1,807
営業外収益		
受取利息	2	2
受取配当金	19	22
物品売却益	13	18
受託工事益	10	10
補助金収入	48	-
受取保険金	34	33
雑収入	68	43
営業外収益合計	197	131
営業外費用		
支払利息	1,165	1,041
雑支出	77	57
営業外費用合計	1,242	1,099
経常利益	640	839
特別利益		
固定資産売却益	4 11	-
工事負担金等受入額	412	474
その他	8	13
特別利益合計	432	488
特別損失		
固定資産売却損	5 20	-
工事負担金等圧縮額	412	474
鉄道事故復旧費	-	117
貸倒引当金繰入額	-	17
その他	5	12
特別損失合計	438	621
税金等調整前当期純利益	633	705
法人税、住民税及び事業税	56	92
法人税等調整額	0	7
法人税等合計	55	99
少数株主損益調整前当期純利益	578	606
当期純利益	578	606

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	578	606
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	201	82
繰延ヘッジ損益	4	15
その他の包括利益合計	206	97
包括利益	784	704
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	784	704
少数株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	11,710	814	2,831	29	9,664
当期変動額					
欠損填補		814	814		-
当期純利益			578		578
自己株式の取得				3	3
土地再評価差額金の取崩			12		12
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	814	1,405	3	587
当期末残高	11,710	-	1,425	32	10,252

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調 整累計額	その他の包括利 益累計額合計	
当期首残高	66	104	1,085	-	914	10,579
当期変動額						
欠損填補						-
当期純利益						578
自己株式の取得						3
土地再評価差額金の取崩						12
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	201	4	13		193	193
当期変動額合計	201	4	13	-	193	781
当期末残高	135	99	1,072	-	1,108	11,360

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	11,710	1,425	32	10,252
当期変動額				
当期純利益		606		606
自己株式の取得			5	5
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	606	5	600
当期末残高	11,710	819	38	10,852

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調 整累計額	その他の包括利 益累計額合計	
当期首残高	135	99	1,072	-	1,108	11,360
当期変動額						
当期純利益						606
自己株式の取得						5
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	82	15		292	194	194
当期変動額合計	82	15	-	292	194	405
当期末残高	218	84	1,072	292	913	11,766

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	633	705
減価償却費	2,775	2,694
退職給付引当金の増減額（は減少）	95	1,636
退職給付に係る負債の増減額（は減少）	-	1,514
受取利息及び受取配当金	21	24
支払利息	1,165	1,041
有形固定資産売却益	11	-
有形固定資産売却損	20	-
投資有価証券売却損益（は益）	5	13
工事負担金等受入額	412	474
固定資産圧縮損	412	474
売上債権の増減額（は増加）	137	128
たな卸資産の増減額（は増加）	755	240
仕入債務の増減額（は減少）	18	525
その他	349	571
小計	5,410	5,490
利息及び配当金の受取額	22	25
利息の支払額	1,178	1,044
法人税等の支払額	48	61
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,205	4,410
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	40	-
有形固定資産の取得による支出	1,764	2,107
有形固定資産の売却による収入	111	-
投資有価証券の売却による収入	27	21
貸付けによる支出	20	18
貸付金の回収による収入	122	122
工事負担金等受入による収入	421	381
その他	568	679
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,631	2,280
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	156	2,084
長期借入れによる収入	19,175	13,510
長期借入金の返済による支出	21,536	13,706
自己株式の取得による支出	3	5
リース債務の返済による支出	122	117
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,331	2,403
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	242	273
現金及び現金同等物の期首残高	1,306	1,549
現金及び現金同等物の期末残高	1,549	1,275

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 8社

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況」の「4 関係会社の状況」に記載しているため、省略している。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 2社

(2) 関連会社名 北神急行電鉄株式会社
株式会社有馬温泉企業

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致している。

4 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。)

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

デリバティブ

時価法

たな卸資産

評価基準は原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっている。

a 商品

主として売価還元法

b 販売土地及び建物

個別法

c 貯蔵品

主として移動平均法

d 未成工事支出金

個別法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定額法(ただし、鉄道事業取替資産については取替法)によっている。

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用している。

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっている。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用している。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

工事負担金等の会計処理

提出会社は、鉄道事業における施設の改築工事等を行うに当たり、地方公共団体等より工事費の一部として工事負担金等を受けている。

工事負担金等を受け入れて取得した固定資産のうち、資産価値や機能の向上が見込まれるもの（橋梁改築工事等）については、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額せず、固定資産に計上し、連結損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上している。

また、資産価値や機能の向上が見込まれないもの（踏切道拡幅工事等）については、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額し、連結損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を工事負担金等圧縮額として特別損失に計上している。

なお、提出会社は、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金について、工事負担金等受入額として特別利益に計上するとともに、工事完成時に固定資産の取得原価から直接減額した額を工事負担金等圧縮額として特別損失に計上している。工事負担金等受入額及び工事負担金等圧縮額に含まれる当該補助金は、当連結会計年度470百万円、前連結会計年度331百万円である。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

賞与引当金

連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上している。

ポイント引当金

連結子会社は、顧客へ付与したポイントの将来使用される負担に備えるため、将来使用されると見込まれる額を計上している。

（追加情報）

従来、連結子会社は、顧客に対して発行したポイントに係る会計処理について使用時に売上値引処理していたが、制度導入後一定期間が経過し適切なデータの蓄積が確保でき、将来使用される金額を合理的に見積ることが可能となったことに伴い、当連結会計年度より将来使用される負担に備えるため、当連結会計年度末よりポイント引当金を計上している。これにより、当連結会計年度の営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益はそれぞれ13百万円減少している。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

（提出会社）

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。

数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の費用処理方法

会計基準変更時差異（1,646百万円）については、主として15年による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理している。

（連結子会社）

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額等を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用している。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

（連結子会社1社）

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

その他の工事

工事完成基準

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっている。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっている。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金

ヘッジ方針

提出会社は、借入金の金利変動リスクを回避するために金利スワップ取引を行っている。また、社内規程に基づく限度額の範囲内で利用することを基本方針とする。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価している。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であるため有効性の評価を省略している。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

10年間の定額法により償却を行っている。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなる。

(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっている。ただし、資産に係る控除対象外消費税は発生連結会計年度の期間費用としている。

連結子会社も同一の基準である。

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を当連結会計年度末より適用し(ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。)、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、会計基準変更時差異及び未認識数理計算上の差異を退職給付に係る負債に計上している。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減している。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る負債が1,807百万円計上されるとともに、その他の包括利益累計額が292百万円減少している。

なお、1株当たり純資産額は3円64銭減少している。

(未適用の会計基準等)

- ・「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)
- ・「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)

(1) 概要

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充等について改正された。

(2) 適用予定日

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成27年3月期の期首から適用する。

なお、当該会計基準等には経過的な取り扱いが定められているため、過去の期間の連結財務諸表に対しては遡及適用しない。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中である。

(連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりである。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	67,476百万円	68,998百万円

2 関連会社に対するものは、次のとおりである。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
投資有価証券(株式)	13百万円	14百万円

3 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりである。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
有形固定資産(鉄道財団)	71,106百万円	69,706百万円
投資有価証券	299	324
計	71,406	70,030

担保付債務は、次のとおりである。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
長期借入金	15,578百万円	13,871百万円
(うち財団抵当)	(14,365)	(13,061)
短期借入金	2,250	2,060
計	17,828	15,931

なお、長期借入金には、1年以内返済予定額を含んでいる。

4 工事負担金等圧縮累計額は、次のとおりである。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
工事負担金等圧縮額累計額	54,513百万円	54,917百万円

5 提出会社は、資金調達の機動性確保・安定化を図る目的で、コミットメントライン契約を平成25年3月29日付け(取引金融機関8社)及び平成26年3月27日付け(取引金融機関8社)で締結している。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりである。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
平成25年3月29日付け締結 契約の総額	5,300百万円	5,300百万円
借入実行残高	-	2,703
借入未実行残高	5,300	2,597

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
平成26年3月27日付け締結 契約の総額	-	5,300百万円
借入実行残高	-	-
借入未実行残高	-	5,300

6 財務制限条項

前連結会計年度（平成25年3月31日）

提出会社の平成23年10月17日締結の金銭消費貸借契約、平成24年3月30日締結及び平成25年3月29日締結のコミットメントライン契約、平成23年12月26日締結並びに平成25年2月25日締結のシンジケートローン契約には、それぞれ下記の財務制限条項が付されている。

(1) 平成23年10月17日付け締結の金銭消費貸借契約に付されている条項

各年度の決算期及び第2四半期の末日において、連結の貸借対照表における純資産の部の合計金額から「新株予約権」、「少数株主持分」及び「繰延ヘッジ損益」の合計金額を控除した金額を、平成23年3月決算期の末日における連結の貸借対照表に記載されている純資産の部の合計金額から「新株予約権」、「少数株主持分」及び「繰延ヘッジ損益」の合計金額を控除した金額の75%の金額以上に維持すること。

各年度の決算期の末日において、単体の貸借対照表における純資産の部の合計金額から「新株予約権」及び「繰延ヘッジ損益」の合計金額を控除した金額を、平成23年3月決算期の末日における単体の貸借対照表に記載されている純資産の部の合計金額から「新株予約権」及び「繰延ヘッジ損益」の合計金額を控除した金額の75%の金額以上に維持すること。

各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が、2期連続して損失とならないようにすること。

各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が、2期連続して損失とならないようにすること。

各年度の決算期の末日において、連結の貸借対照表に記載される有利子負債（短期借入金、長期借入金、1年以内返済予定の長期借入金、1年以内償還予定の社債、社債等）の合計金額が、連結損益計算書における営業損益、受取利息、受取配当金及び減価償却費を加算した金額を20倍した金額を上回らないこと。

各年度の決算期の末日において、単体の貸借対照表に記載される有利子負債（短期借入金、長期借入金、1年以内返済予定の長期借入金、1年以内償還予定の社債、社債等）の合計金額が、単体損益計算書における営業損益、受取利息、受取配当金及び減価償却費を加算した金額を20倍した金額を上回らないこと。

(2) 平成24年3月30日付け締結のコミットメントライン契約に付されている条項

各事業年度末日における借入人の報告書等の連結貸借対照表から計算される自己資本の合計金額（連結貸借対照表における純資産の部の合計金額から新株予約権、繰延ヘッジ損益及び少数株主持分の合計金額を控除した金額をいう。）を、平成23年3月期末日における報告書等の連結貸借対照表から計算される自己資本の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。

各事業年度末日における報告書等の単体の貸借対照表から計算される自己資本の合計金額（単体の貸借対照表における純資産の部の合計金額から新株予約権及び繰延ヘッジ損益の合計金額を控除した金額をいう。）を、平成23年3月期末日における報告書等の単体の貸借対照表から計算される自己資本の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。

各事業年度末日における報告書等の連結貸借対照表における有利子負債（短期借入金、長期借入金、1年以内返済予定長期借入金、1年以内償還予定社債、社債等）の合計金額が、当該報告書等の連結損益計算書における営業損益、受取利息、受取配当金及び減価償却費を加算した金額の20倍に相当する金額を上回らないこと。

各事業年度末日における借入人の報告書等の単体の貸借対照表に記載される有利子負債（短期借入金、長期借入金、1年以内返済予定長期借入金、1年以内償還予定社債、社債等）の合計金額が、当該報告書等の単体の損益計算書における営業損益、受取利息、受取配当金及び減価償却費を加算した金額の20倍に相当する金額を上回らないこと。

(3) 平成25年3月29日付け締結のコミットメントライン契約に付されている条項

各事業年度末日における借入人の報告書等の連結貸借対照表から計算される自己資本の合計金額（連結貸借対照表における純資産の部の合計金額から新株予約権、繰延ヘッジ損益及び少数株主持分の合計金額を控除した金額をいう。）を、平成24年3月期末日における報告書等の連結貸借対照表から計算される自己資本の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。

各事業年度末日における借入人の報告書等の単体の貸借対照表から計算される自己資本の合計金額（単体の貸借対照表における純資産の部の合計金額から新株予約権、繰延ヘッジ損益の合計金額を控除した金額をいう。）を、平成24年3月期末日における報告書等の単体の貸借対照表から計算される自己資本の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。

各事業年度末日における借入人の報告書等の連結貸借対照表における有利子負債（短期借入金、長期借入金、1年以内返済予定長期借入金、1年以内償還予定社債及び社債等）の合計金額を、当該報告書等の連結損益計算書における営業損益、受取利息、受取配当金及び減価償却費の合計金額の20倍に相当する金額以下に維持すること。

各事業年度末日における借入人の報告書等の単体の貸借対照表に記載される有利子負債（短期借入金、長期借入金、1年以内返済予定長期借入金、1年以内償還予定社債及び社債等）の合計金額を、当該報告書等の単体の損益計算書における営業損益、受取利息、受取配当金及び減価償却費の合計金額の20倍に相当する金額以下に維持すること。

(4) 平成23年12月26日締結のシンジケート・ローン契約に付されている条項

各年度の決算期の末日における単体及び連結の自己資本の合計金額を、前決算期の末日または平成23年3月期の末日の単体及び連結の自己資本の合計金額のいずれか大きい方の金額の75%以上の金額に維持すること。

各年度の決算期の単体及び連結の経常利益について2期連続の赤字を回避すること。

各年度の決算期の単体及び連結の貸借対照表に記載される有利子負債（短期借入金、1年以内返済長期借入金、長期借入金、1年以内償還社債、社債等）の合計金額を単体及び連結の損益計算書に記載される営業損益、受取利息、受取配当金及び減価償却費の合計金額の20倍に相当する金額以上としないこと。

(5) 平成25年2月25日付け締結のシンジケートローン契約に付されている条項

各事業年度末日における借入人の報告書等の連結貸借対照表から計算される自己資本の合計金額（連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から新株予約権、繰延ヘッジ損益及び少数株主持分の合計金額を控除した金額。以下、同じ。）を、平成24年3月期末日における連結貸借対照表から計算される自己資本の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表から計算される自己資本の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

各第2四半期会計期間末日における借入人の報告書等の連結貸借対照表から計算される自己資本の合計金額（連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から新株予約権、繰延ヘッジ損益及び少数株主持分の合計金額を控除した金額。以下、同じ。）を、平成24年3月期末日における連結貸借対照表から計算される自己資本の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表から計算される自己資本の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

各事業年度末日における借入人の報告書等の単体の貸借対照表から計算される自己資本の合計金額（単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から新株予約権及び繰延ヘッジ損益の合計金額を控除した金額。以下、同じ。）を、平成24年3月期末日における単体の貸借対照表から計算される自己資本の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における単体の貸借対照表から計算される自己資本の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

各第2四半期会計期間末日における借入人の財務書類等の単体の貸借対照表から計算される自己資本の合計金額（単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から新株予約権及び繰延ヘッジ損益の合計金額を控除した金額。以下、同じ。）を、平成24年3月期末日における単体の貸借対照表から計算される自己資本の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における単体の貸借対照表から計算される自己資本の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

各事業年度末日における借入人の報告書等の連結貸借対照表に記載される有利子負債（短期借入金、1年以内返済長期借入金、長期借入金、1年以内償還社債、社債等）の合計金額を、連結損益計算書に記載される営業損益、受取利息、受取配当金及び連結キャッシュフロー計算書に記載される減価償却費の合計金額の20倍に相当する金額以上としないこと。

各事業年度末日における借入人の報告書等の単体の貸借対照表に記載される有利子負債（短期借入金、1年以内返済長期借入金、長期借入金、1年以内償還社債、社債等）の合計金額を、単体の損益計算書に記載される営業損益、受取利息、受取配当金及び減価償却費の合計金額の20倍に相当する金額以上としないこと。

当連結会計年度（平成26年3月31日）

提出会社の平成23年10月17日締結及び平成26年1月29日締結の金銭消費貸借契約、平成25年3月29日締結及び平成26年3月27日締結のコミットメントライン契約、平成23年12月26日締結及び平成25年2月25日締結のシンジケートローン契約には、それぞれ下記の財務制限条項が付されている。

(1) 平成23年10月17日付け締結の金銭消費貸借契約に付されている条項

各年度の決算期及び第2四半期の末日において、連結の貸借対照表における純資産の部の合計金額から「新株予約権」、「少数株主持分」及び「繰延ヘッジ損益」の合計金額を控除した金額を、平成23年3月決算期の末日における連結の貸借対照表に記載されている純資産の部の合計金額から「新株予約権」、「少数株主持分」及び「繰延ヘッジ損益」の合計金額を控除した金額の75%の金額以上に維持すること。

各年度の決算期の末日において、単体の貸借対照表における純資産の部の合計金額から「新株予約権」及び「繰延ヘッジ損益」の合計金額を控除した金額を、平成23年3月決算期の末日における単体の貸借対照表に記載されている純資産の部の合計金額から「新株予約権」及び「繰延ヘッジ損益」の合計金額を控除した金額の75%の金額以上に維持すること。

各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が、2期連続して損失とならないようにすること。

各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が、2期連続して損失とならないようにすること。

各年度の決算期の末日において、連結の貸借対照表に記載される有利子負債（短期借入金、長期借入金、1年以内返済予定の長期借入金、1年以内償還予定の社債、社債等）の合計金額が、連結損益計算書における営業損益、受取利息、受取配当金及び減価償却費を加算した金額を20倍した金額を上回らないこと。

各年度の決算期の末日において、単体の貸借対照表に記載される有利子負債（短期借入金、長期借入金、1年以内返済予定の長期借入金、1年以内償還予定の社債、社債等）の合計金額が、単体損益計算書における営業損益、受取利息、受取配当金及び減価償却費を加算した金額を20倍した金額を上回らないこと。

(2) 平成26年1月29日付け締結の金銭消費貸借契約に付されている条項

各事業年度末日における借入人の報告書等の連結貸借対照表から計算される自己資本の合計金額（連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から新株予約権、繰延ヘッジ損益及び少数株主持分の合計金額を控除した金額。以下、同じ。）を、平成25年3月期末日における連結貸借対照表から計算される自己資本の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表から計算される自己資本の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

各第2四半期会計期間末日における借入人の報告書等の連結貸借対照表から計算される自己資本の合計金額（連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から新株予約権、繰延ヘッジ損益及び少数株主持分の合計金額を控除した金額。以下、同じ。）を、平成25年3月期末日における連結貸借対照表から計算される自己資本の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表から計算される自己資本の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

各事業年度末日における借入人の報告書等の単体の貸借対照表から計算される自己資本の合計金額（単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から新株予約権及び繰延ヘッジ損益の合計金額を控除した金額。以下、同じ。）を、平成25年3月期末日における単体の貸借対照表から計算される自己資本の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における単体の貸借対照表から計算される自己資本の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

各第2四半期会計期間末日における借入人の財務書類等の単体の貸借対照表から計算される自己資本の合計金額（単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から新株予約権及び繰延ヘッジ損益の合計金額を控除した金額。以下、同じ。）を、平成25年3月期末日における単体の貸借対照表から計算される自己資本の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における単体の貸借対照表から計算される自己資本の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

各事業年度末日における借入人の報告書等の連結貸借対照表に記載される有利子負債（短期借入金、1年以内返済長期借入金、長期借入金、1年以内償還社債、社債等）の合計金額を、連結損益計算書に記載される営業損益、受取利息、受取配当金及び連結キャッシュフロー計算書に記載される減価償却費の合計金額の20倍に相当する金額以上としないこと。

各事業年度末日における借入人の報告書等の単体の貸借対照表に記載される有利子負債（短期借入金、1年以内返済長期借入金、長期借入金、1年以内償還社債、社債等）の合計金額を、単体の損益計算書に記載される営業損益、受取利息、受取配当金及び減価償却費の合計金額の20倍に相当する金額以上としないこと。

(3) 平成25年3月29日付け締結のコミットメントライン契約に付されている条項

各事業年度末日における借入人の報告書等の連結貸借対照表から計算される自己資本の合計金額（連結貸借対照表における純資産の部の合計金額から新株予約権、繰延ヘッジ損益及び少数株主持分の合計金額を控除した金額をいう。）を、平成24年3月期末日における報告書等の連結貸借対照表から計算される自己資本の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。

各事業年度末日における借入人の報告書等の単体の貸借対照表から計算される自己資本の合計金額（単体の貸借対照表における純資産の部の合計金額から新株予約権、繰延ヘッジ損益の合計金額を控除した金額をいう。）を、平成24年3月期末日における報告書等の単体の貸借対照表から計算される自己資本の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。

各事業年度末日における借入人の報告書等の連結貸借対照表における有利子負債（短期借入金、長期借入金、1年以内返済予定長期借入金、1年以内償還予定社債及び社債等）の合計金額を、当該報告書等の連結損益計算書における営業損益、受取利息、受取配当金及び減価償却費の合計金額の20倍に相当する金額以下に維持すること。

各事業年度末日における借入人の報告書等の単体の貸借対照表に記載される有利子負債（短期借入金、長期借入金、1年以内返済予定長期借入金、1年以内償還予定社債及び社債等）の合計金額を、当該報告書等の単体の損益計算書における営業損益、受取利息、受取配当金及び減価償却費の合計金額の20倍に相当する金額以下に維持すること。

(4) 平成26年3月27日付け締結のコミットメントライン契約に付されている条項

各事業年度末日における報告書等の連結貸借対照表から計算される自己資本の合計金額（連結貸借対照表における純資産の部の合計金額から新株予約権、繰延ヘッジ損益及び少数株主持分の合計金額を控除した金額をいう。）を、平成25年3月期末日における報告書等の連結貸借対照表から計算される自己資本の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。

各事業年度末日における報告書等の単体の貸借対照表から計算される自己資本の合計金額（単体の貸借対照表における純資産の部の合計金額から新株予約権、繰延ヘッジ損益の合計金額を控除した金額をいう。）を、平成25年3月期末日における報告書等の単体の貸借対照表から計算される自己資本の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。

各事業年度末日における報告書等の連結貸借対照表における有利子負債（短期借入金、長期借入金、1年以内返済予定長期借入金、1年以内償還予定社債及び社債等）の合計金額を、当該報告書等の連結損益計算書における営業損益、受取利息、受取配当金及び減価償却費の合計金額の20倍に相当する金額以下に維持すること。

各事業年度末日における報告書等の単体の貸借対照表における有利子負債（短期借入金、長期借入金、1年以内返済予定長期借入金、1年以内償還予定社債及び社債等）の合計金額を、当該報告書等の単体の損益計算書における営業損益、受取利息、受取配当金及び減価償却費の合計金額の20倍に相当する金額以下に維持すること。

(5) 平成23年12月26日締結のシンジケート・ローン契約に付されている条項

各年度の決算期の末日における単体及び連結の自己資本の合計金額を、前決算期の末日または平成23年3月期の末日の単体及び連結の自己資本の合計金額のいずれか大きい方の金額の75%以上の金額に維持すること。

各年度の決算期の単体及び連結の経常利益について2期連続の赤字を回避すること。

各年度の決算期の単体及び連結の貸借対照表に記載される有利子負債（短期借入金、1年以内返済長期借入金、長期借入金、1年以内償還社債、社債等）の合計金額を単体及び連結の損益計算書に記載される営業損益、受取利息、受取配当金及び減価償却費の合計金額の20倍に相当する金額以上としないこと。

(6) 平成25年2月25日付け締結のシンジケートローン契約に付されている条項

各事業年度末日における借入人の報告書等の連結貸借対照表から計算される自己資本の合計金額（連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から新株予約権、繰延ヘッジ損益及び少数株主持分の合計金額を控除した金額。以下、同じ。）を、平成24年3月期末日における連結貸借対照表から計算される自己資本の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表から計算される自己資本の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

各第2四半期会計期間末日における借入人の報告書等の連結貸借対照表から計算される自己資本の合計金額（連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から新株予約権、繰延ヘッジ損益及び少数株主持分の合計金額を控除した金額。以下、同じ。）を、平成24年3月期末日における連結貸借対照表から計算される自己資本の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表から計算される自己資本の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれが高いほうの金額以上に維持すること。

各事業年度末日における借入人の報告書等の単体の貸借対照表から計算される自己資本の合計金額（単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から新株予約権及び繰延ヘッジ損益の合計金額を控除した金額。以下、同じ。）を、平成24年3月期末日における単体の貸借対照表から計算される自己資本の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における単体の貸借対照表から計算される自己資本の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれが高いほうの金額以上に維持すること。

各第2四半期会計期間末日における借入人の財務書類等の単体の貸借対照表から計算される自己資本の合計金額（単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から新株予約権及び繰延ヘッジ損益の合計金額を控除した金額。以下、同じ。）を、平成24年3月期末日における単体の貸借対照表から計算される自己資本の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における単体の貸借対照表から計算される自己資本の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれが高いほうの金額以上に維持すること。

各事業年度末日における借入人の報告書等の連結貸借対照表に記載される有利子負債（短期借入金、1年以内返済長期借入金、長期借入金、1年以内償還社債、社債等）の合計金額を、連結損益計算書に記載される営業損益、受取利息、受取配当金及び連結キャッシュフロー計算書に記載される減価償却費の合計金額の20倍に相当する金額以上としないこと。

各事業年度末日における借入人の報告書等の単体の貸借対照表に記載される有利子負債（短期借入金、1年以内返済長期借入金、長期借入金、1年以内償還社債、社債等）の合計金額を、単体の損益計算書に記載される営業損益、受取利息、受取配当金及び減価償却費の合計金額の20倍に相当する金額以上としないこと。

- 7 提出会社において、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上している。

（提出会社）

- ・再評価の方法 「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算出している。
- ・再評価を行った年月日 平成14年3月31日

- 8 三田線複線化工事の事業資金のうち地方公共団体からの預り金残高は、次のとおりである。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
流動負債 その他	40百万円	40百万円
固定負債 その他	685	644
計	725	685

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりである。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
人件費	1,218百万円	1,232百万円
経費	787	773
諸税	164	156
減価償却費	399	393
のれん償却額	6	6
計	2,576	2,562

2 営業費のうち引当金繰入額等

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
賞与引当金繰入額	41百万円	43百万円
退職給付費用	449	372

3 期末販売土地及び建物は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次の販売用不動産評価損が運輸業等営業費及び売上原価に含まれている。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
販売用不動産評価損	32百万円	47百万円

4 固定資産売却益

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
当社における土地の売却益	11百万円	- 百万円

5 固定資産売却損

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
当社における土地の売却損	20百万円	- 百万円

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	224百万円	122百万円
組替調整額	5	13
税効果調整前	219	109
税効果額	17	26
その他有価証券評価差額金	201	82
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	4	15
組替調整額	-	-
税効果調整前	4	15
税効果額	-	-
繰延ヘッジ損益	4	15
土地再評価差額金		
税効果額	-	-
その他の包括利益合計	206	97

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	80,615,668	-	-	80,615,668
合計	80,615,668	-	-	80,615,668
自己株式				
普通株式(注)	106,414	12,639	-	119,053
合計	106,414	12,639	-	119,053

(注) 自己株式の増加株式数は、単元未満株式の買取りによる増加12,639株である。

2 新株予約権等に関する事項

該当事項なし。

3 配当に関する事項

該当事項なし。

当連結会計年度(自平成25年4月1日至平成26年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	80,615,668	-	-	80,615,668
合計	80,615,668	-	-	80,615,668
自己株式				
普通株式(注)	119,053	16,946	-	135,999
合計	119,053	16,946	-	135,999

(注) 自己株式の増加株式数は、単元未満株式の買取りによる増加16,946株である。

2 新株予約権等に関する事項

該当事項なし。

3 配当に関する事項

該当事項なし。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)
現金及び預金勘定	1,549百万円	1,275百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	-	-
現金及び現金同等物	1,549	1,275

(リース取引関係)

(借主側)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

運輸業におけるバス車両(機械装置及び運搬具)及びカード集中発行機(機械装置及び運搬具)である。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりである。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりである。

(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	前連結会計年度(平成25年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
その他	6百万円	6百万円	0百万円
合計	6	6	0

	当連結会計年度(平成26年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
その他	3百万円	3百万円	0百万円
合計	3	3	0

(注)取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。

(2)未経過リース料期末残高相当額

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
1年内	0百万円	0百万円
1年超	0	-
合計	0	0

(注)未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。

(3)支払リース料及び減価償却費相当額

	前連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)
支払リース料	21百万円	0百万円
減価償却費相当額	21	0

(4)減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、銀行等金融機関からの借入により必要な資金を調達している。一時的な余資は主に短期的な預金等で運用している。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針である。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先等の信用リスクに晒されている。

投資有価証券は、主として取引金融機関の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されている。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日である。

借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、返済期間は最長で決算日後15年である。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されているが、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしている。

デリバティブ取引は、主に借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引である。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項(5)重要なヘッジ会計の方法」を参照。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

提出会社は、売掛金に係る取引先等の信用リスクは、取引先等の企業規模や取引規模等を勘案し、情報収集を行い、詳細情報等を把握することでリスク低減を図っている。連結子会社についても、提出会社に準じて、同様の管理を行っている。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識している。

市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

提出会社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用している。

投資有価証券については、上場株式は四半期毎に時価を、非上場株式は定期的に発行体(取引先企業)の財務状況等を把握している。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行なっている。取引実績は、社内規程に基づき、四半期毎に取締役会に報告している。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

提出会社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の確保により流動性リスクを管理している。連結子会社においても提出会社に準じて同様の管理をしている。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれている。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがある。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではない。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれていない（(注)2.参照）。

前連結会計年度（平成25年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	1,549	1,549	-
(2) 受取手形及び売掛金	934	934	-
(3) 投資有価証券 その他有価証券	839	839	-
資産計	3,323	3,323	-
(1) 支払手形及び買掛金	1,666	1,666	-
(2) 短期借入金	14,798	14,798	-
(3) 長期借入金	59,754	59,825	71
負債計	76,218	76,289	71
デリバティブ取引(*)			
ヘッジ会計が 適用されているもの	(99)	(99)	-

(*)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示している。

当連結会計年度（平成26年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	1,275	1,275	-
(2) 受取手形及び売掛金	1,062	1,062	-
(3) 投資有価証券 その他有価証券	945	945	-
資産計	3,284	3,284	-
(1) 支払手形及び買掛金	2,191	2,191	-
(2) 短期借入金	12,714	12,714	-
(3) 長期借入金	59,558	59,729	171
負債計	74,463	74,635	171
デリバティブ取引(*)			
ヘッジ会計が 適用されているもの	(84)	(84)	-

(*)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示している。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっている。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっている。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記デリバティブ取引参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計金額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割引いて算定する方法によっている。

(注)(2) 短期借入金及び(3) 長期借入金については、連結貸借対照表において短期借入金に含めている1年以内返済予定額を長期借入金へ組み替えて表示している。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」を参照。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
非上場株式	71百万円	72百万円

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めていない。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成25年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	1,549	-	-	-
受取手形及び売掛金	934	-	-	-
合計	2,484	-	-	-

当連結会計年度(平成26年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	1,275	-	-	-
受取手形及び売掛金	1,062	-	-	-
合計	2,338	-	-	-

(注4) 長期借入金及び短期借入金の連結決算日後の返済予定額
 前連結会計年度(平成25年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	14,798	-	-	-	-	-
長期借入金	13,634	14,556	11,984	6,050	7,030	6,497
合計	28,432	14,556	11,984	6,050	7,030	6,497

当連結会計年度(平成26年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	12,714	-	-	-	-	-
長期借入金	16,051	14,600	10,535	9,588	3,337	5,444
合計	28,765	14,600	10,535	9,588	3,337	5,444

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前連結会計年度(平成25年3月31日)

種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
(連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの)			
(1) 株式	644	416	228
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
小計	644	416	228
(連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの)			
(1) 株式	194	265	70
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
小計	194	265	70
合計	839	681	157

当連結会計年度（平成26年3月31日）

種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
（連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの）			
(1) 株式	733	412	321
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
小計	733	412	321
（連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの）			
(1) 株式	211	265	53
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
小計	211	265	53
合計	945	677	267

2 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	27	8	3

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	21	13	-

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項なし。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
金利関連

前連結会計年度(平成25年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	備考
原則的処理方法	金利スワップ 変動受取・固定支払	長期借入金	9,165	6,559	91	
	金利スワップ 固定受取・変動支払	長期借入金	1,270	974	8	
金利スワップの特例処理	金利スワップ 変動受取・固定支払	長期借入金	4,335	2,562	(注)	
合計			14,770	10,095	99	
時価の算定方法 金利スワップ取引 金利スワップ契約を締結している取引銀行から提示された価格によっている。						

当連結会計年度(平成26年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	備考
原則的処理方法	金利スワップ 変動受取・固定支払	長期借入金	9,309	6,656	75	
	金利スワップ 固定受取・変動支払	長期借入金	974	755	8	
金利スワップの特例処理	金利スワップ 変動受取・固定支払	長期借入金	3,850	2,871	(注)	
合計			14,133	10,282	84	
時価の算定方法 金利スワップ取引 金利スワップ契約を締結している取引銀行から提示された価格によっている。						

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載している。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

提出会社及び連結子会社は、規約型確定給付企業年金制度、中小企業退職金共済制度、確定拠出年金制度、前払退職金制度及び退職一時金制度を設けている。

また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合がある。

2. 退職給付債務に関する事項

(1) 退職給付債務(百万円)	5,442
(2) 年金資産(百万円)	3,011
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)(百万円)	2,431
(4) 会計基準変更時差異の未処理額(百万円)	215
(5) 未認識数理計算上の差異(百万円)	578
(6) 連結貸借対照表計上額純額(3)+(4)+(5)(百万円)	1,636
(7) 退職給付引当金(6)(百万円)	1,636

(注) 連結子会社は、退職給付の算定に当たり、簡便法を採用している。

3. 退職給付費用に関する事項

(1) 勤務費用(百万円)	218
(2) 利息費用(百万円)	127
(3) 期待運用収益(百万円)	70
(4) 会計基準変更時差異の費用処理額(百万円)	111
(5) 数理計算上の差異の費用処理額(百万円)	61
(6) 退職給付費用(1)+(2)+(3)+(4)+(5)(百万円)	449
(7) 割増退職金、前払退職金及び確定拠出年金掛金(百万円)	78

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「(1)勤務費用」に計上している。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

- (1) 退職給付見込額の期間配分方法
 期間定額基準
- (2) 割引率
 1.2%
- (3) 期待運用収益率
 2.7%
- (4) 数理計算上の差異の処理年数
 12年
- (5) 会計基準変更時差異の処理年数
 15年

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

提出会社及び連結子会社は、規約型確定給付企業年金制度、中小企業退職金共済制度、確定拠出年金制度、前払退職金制度及び退職一時金制度を設けている。

また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合がある。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	5,442百万円
勤務費用	186
利息費用	62
数理計算上の差異の発生額	37
退職給付の支払額	485
<hr/> 退職給付債務の期末残高	<hr/> 5,167

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	3,011百万円
期待運用収益	80
数理計算上の差異の発生額	259
事業主からの拠出額	486
退職給付の支払額	477
<hr/> 年金資産の期末残高	<hr/> 3,360

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	5,071百万円
年金資産	3,360
<hr/>	<hr/> 1,711
非積立型制度の退職給付債務	96
<hr/> 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<hr/> 1,807
退職給付に係る負債	1,807
<hr/> 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<hr/> 1,807

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	186百万円
利息費用	62
期待運用収益	80
会計基準変更時差異の費用処理額	107
数理計算上の差異の費用処理額	96
<hr/> 確定給付制度に係る退職給付費用	<hr/> 372

(5) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりである。

会計基準変更時差異	107百万円
未認識数理計算上の差異	185
合 計	292

(6) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりである。

株式	55%
債券	27
その他	18
合 計	100

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮している。

(7) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしている。）

割引率 1.2%

長期期待運用収益率 2.7%

3. 確定拠出制度

提出会社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、68百万円である。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産		
販売用土地評価損	1,652百万円	1,652百万円
退職給付引当金	589	-
退職給付に係る負債	-	556
税務上の繰越欠損金	1,427	1,231
投資有価証券評価損	220	219
資産に係る未実現利益	69	62
その他	135	152
繰延税金資産小計	4,094	3,875
評価性引当額	4,025	3,813
繰延税金資産合計	69	62
繰延税金負債		
資産除去債務	2	2
その他有価証券評価差額金	22	49
繰延税金負債合計	25	52
繰延税金資産の純額	43	10

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれている。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
固定資産 - 繰延税金資産	69百万円	62百万円
固定負債 - 繰延税金負債	25	52

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率	37.96%	37.96%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.92%	1.57%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	5.64%	4.84%
評価性引当額に係る繰延税金資産	25.33%	2.21%
繰越欠損金の控除	5.76%	16.74%
その他	5.59%	1.67%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	8.74%	14.07%

(賃貸等不動産関係)

提出会社及び一部の連結子会社は、主に兵庫県内において、賃貸用のビル(土地を含む。)を有している。

前連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は731百万円(賃貸収益は営業収益に、賃貸費用は営業費に計上)である。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は748百万円(賃貸収益は営業収益に、賃貸費用は営業費に計上)である。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりである。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
連結貸借対照表計上額		
期首残高 (百万円)	12,828	12,606
期中増減額 (百万円)	221	28
期末残高 (百万円)	12,606	12,635
期末時価 (百万円)	12,174	12,568

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額である。
2. 期中増減額のうち、前連結会計年度の主な増減額は賃貸土地等の売却(61百万円)及び当該賃貸ビル等の減価償却(169百万円)である。当連結会計年度の主な増減額は西鈴神鉄ビルの一部を賃貸化したことによる増加(133百万円)であり、減少額は当該賃貸ビル等の減価償却(165百万円)である。
3. 期末の時価は、重要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額である。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適正に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっている。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営方針に基づき、経営資源の有効な活用及び業績を評価するため、重要な業務執行の進捗状況については、適時に報告及び検討を行うこととしている。

当社グループは、コア事業である運輸業、流通業及び不動産業を中心に地域社会に根ざした事業の展開を進めている。

当社グループは、上記3つの事業グループのセグメントから構成されており、「運輸業」、「流通業」及び「不動産業」の3つを報告セグメントとしている。

「運輸業」は、鉄道事業、バス事業及びタクシー業の3つの事業で構成されている。「流通業」は、スーパーマーケット及び駅売店の物品販売業で構成されている。「不動産業」は、土地建物販売の不動産販売業、土地建物賃貸及び駐車場の経営等の不動産賃貸業の2つの事業で構成されている。

2. 報告セグメントごとの営業収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一である。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値である。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいている。

3. 報告セグメントごとの営業収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位: 百万円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計	調整額	連結 財務諸表 計上額
	運輸業	流通業	不動産業	計				
営業収益								
(1) 外部顧客への営業収益	12,672	6,361	2,277	21,311	1,890	23,201	-	23,201
(2) セグメント間の内部営業収益 又は振替高	16	9	85	111	825	936	(936)	-
計	12,688	6,371	2,362	21,422	2,716	24,138	(936)	23,201
セグメント利益	888	205	526	1,620	108	1,729	(43)	1,685
セグメント資産	76,269	1,369	15,685	93,324	3,798	97,122	1,844	98,966
減価償却費	2,371	99	230	2,701	90	2,792	(17)	2,775
有形固定資産及び無形固定資産の増 加額	1,726	30	43	1,800	174	1,975	(42)	1,932

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、介護事業、健康・保育事業及び建設業他を含んでいる。

当連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位: 百万円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計	調整額	連結 財務諸表 計上額
	運輸業	流通業	不動産業	計				
営業収益								
(1) 外部顧客への営業収益	12,790	6,189	1,717	20,697	2,067	22,764	-	22,764
(2) セグメント間の内部営業収益 又は振替高	17	1	88	107	827	934	(934)	-
計	12,807	6,190	1,806	20,804	2,894	23,698	(934)	22,764
セグメント利益	884	170	600	1,655	177	1,832	(25)	1,807
セグメント資産	75,359	1,132	15,847	92,339	3,349	95,688	1,821	97,510
減価償却費	2,305	87	231	2,624	87	2,712	(18)	2,694
有形固定資産及び無形固定資産の増 加額	1,846	80	267	2,194	90	2,285	(47)	2,237

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、介護事業、健康・保育事業及び建設業他を含んでいる。

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

営業収益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	21,422	20,804
「その他」の区分の営業収益	2,716	2,894
セグメント間取引消去	936	934
連結財務諸表の営業収益	23,201	22,764

（単位：百万円）

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	1,620	1,655
「その他」の区分の利益	108	177
のれんの償却額（注）	6	6
セグメント間取引消去	37	18
連結財務諸表の営業利益	1,685	1,807

（注）主な内容は、平成20年度の株神鉄コミュニティサービスの完全子会社化に伴い発生したのれんの償却額である。

（単位：百万円）

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	93,324	92,339
「その他」の区分の資産	3,798	3,349
のれんの未償却残高（注）1	40	33
その他（注）2	1,803	1,788
連結財務諸表の資産合計	98,966	97,510

（注）1. 主な内容は、平成20年度の株神鉄コミュニティサービスの完全子会社化に伴い発生したのれんの未償却残高である。

2. 全社資産は、主に提出会社での余資運用資金（現金及び預金）、長期投資資金（投資有価証券）である。

（単位：百万円）

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額		連結財務諸表計上額	
	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度
減価償却費	2,701	2,624	90	87	17	18	2,775	2,694
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	1,800	2,194	174	90	42	47	1,932	2,237

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略している。

2．地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦以外の外部顧客への営業収益がないため、該当事項はない。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はない。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、連結損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため記載を省略している。

当連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略している。

2．地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦以外の外部顧客への営業収益がないため、該当事項はない。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はない。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、連結損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため記載を省略している。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項なし。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

重要性がないため、記載を省略している。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項なし。

【関連当事者情報】

1．関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

該当事項なし。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項なし。

2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項なし。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり純資産額	141円13銭	146円20銭
1株当たり当期純利益金額	7円18銭	7円53銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。

(注) 2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
当期純利益(百万円)	578	606
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	578	606
普通株式の期中平均株式数(千株)	80,502	80,488

(重要な後発事象)

該当事項なし。

【連結附属明細表】
【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	14,798	12,714	1.3	-
1年以内に返済予定の長期借入金	13,634	16,051	1.3	-
1年以内に返済予定のリース債務	116	108	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	46,120	43,506	1.3	平成27年～41年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	210	189	-	平成27年～32年
その他有利子負債				
未払金(1年以内返済)	711	430	0.8	-
長期未払金(1年超)	728	448	0.5	平成27年～30年
合計	76,318	73,449	-	-

- (注) 1 「平均利率」については、期末残高に対する加重平均利率を記載している。
2 リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載していない。
3 その他有利子負債の未払金、長期未払金については、変電所機械(5変電所)及び駅務機器等(改札機外)の割賦購入代金並びに鉄道車両(40両)の長期分割購入代金である。
4 長期借入金には、兵庫県・神戸市からの無利子借入金(4,000百万円)が含まれている。
5 長期借入金、リース債務及びその他有利子負債(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年以内における返済予定額は以下のとおりである。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	14,600	10,535	9,588	3,337
リース債務	78	48	33	20
その他有利子負債	234	136	61	16

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略している。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
営業収益 (百万円)	5,493	11,031	16,800	22,764
税金等調整前四半期(当期)純利益金額 (百万円)	286	410	790	705
四半期(当期)純利益金額 (百万円)	240	361	714	606
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	2.99	4.49	8.88	7.53

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額() (円)	2.99	1.50	4.39	1.35

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,157	1,045
未収運賃	607	776
未収金	708	911
未収収益	69	70
販売土地及び建物	1,373	1,135
貯蔵品	421	428
前払費用	64	45
その他の流動資産	142	223
貸倒引当金	10	1
流動資産合計	4,535	4,637
固定資産		
鉄道事業固定資産		
有形固定資産	130,282	130,207
減価償却累計額	58,152	59,495
有形固定資産(純額)	72,129	70,712
無形固定資産	387	406
鉄道事業固定資産合計	1, 2 72,517	1, 2 71,119
兼業固定資産		
有形固定資産	23,204	23,542
減価償却累計額	7,295	7,538
有形固定資産(純額)	15,908	16,004
無形固定資産	257	258
兼業固定資産合計	16,166	16,262
建設仮勘定		
鉄道事業	962	1,127
兼業	1	-
建設仮勘定合計	964	1,127
投資その他の資産		
関係会社株式	857	856
投資有価証券	1 809	1 922
長期前払費用	-	26
その他の投資等	214	196
投資評価引当金	256	246
貸倒引当金	-	19
投資その他の資産合計	1,624	1,736
固定資産合計	91,273	90,245
資産合計	95,808	94,883

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	1, 4, 5 12,888	1, 4, 5 11,164
1年内返済予定の長期借入金	1, 5 13,634	1, 5 16,051
リース債務	10	12
未払金	1,704	2,043
未払費用	461	444
未払消費税等	77	28
未払法人税等	40	64
預り連絡運賃	166	258
預り金	159	229
前受運賃	387	622
前受金	119	129
前受収益	59	55
その他の流動負債	6 65	6 109
流動負債合計	29,774	31,213
固定負債		
長期借入金	1, 5 46,120	1, 5 43,506
リース債務	27	31
繰延税金負債	16	47
再評価に係る繰延税金負債	3,895	3,895
退職給付引当金	1,430	1,301
投資損失引当金	396	445
長期末払金	728	448
長期預り保証金	828	822
その他の固定負債	6 796	6 757
固定負債合計	54,239	51,256
負債合計	84,013	82,470
純資産の部		
株主資本		
資本金	11,710	11,710
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	976	450
利益剰余金合計	976	450
自己株式	32	38
株主資本合計	10,701	11,221
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	120	202
繰延ヘッジ損益	99	84
土地再評価差額金	1,072	1,072
評価・換算差額等合計	1,093	1,190
純資産合計	11,794	12,412
負債純資産合計	95,808	94,883

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
鉄道事業営業利益		
営業収益		
旅客運輸収入	9,511	9,570
運輸雑収	246	191
鉄道事業営業収益合計	9,758	9,761
営業費		
運送営業費	5,356	5,500
一般管理費	647	632
諸税	656	643
減価償却費	2,241	2,174
鉄道事業営業費合計	1 8,902	1 8,952
鉄道事業営業利益	855	809
兼業営業利益		
営業収益		
土地建物分譲収入	869	223
土地物件貸付料	1,110	1,144
物品販売業収入	6,075	5,904
その他の収入	1,277	1,332
兼業営業収益合計	9,332	8,604
営業費		
売上原価	7,087	6,344
販売費及び一般管理費	1,051	1,041
諸税	153	144
減価償却費	334	325
兼業営業費合計	1 8,626	1 7,856
兼業営業利益	706	748
全事業営業利益	1,561	1,557
営業外収益		
受取利息	2	2
受取配当金	1 113	1 112
物品売却益	11	16
受託工事益	10	10
補助金収入	48	-
受取保険金	34	29
雑収入	21	21
営業外収益合計	242	192
営業外費用		
支払利息	1,164	1,040
雑支出	64	45
営業外費用合計	1,228	1,085
経常利益	575	664

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
特別利益		
固定資産売却益	2 11	-
工事負担金等受入額	412	474
その他	48	11
特別利益合計	472	485
特別損失		
固定資産売却損	3 20	-
工事負担金等圧縮額	412	474
鉄道事故復旧費	-	122
貸倒引当金繰入額	-	10
投資損失引当金繰入額	105	49
その他	2	5
特別損失合計	541	662
税引前当期純利益	506	488
法人税、住民税及び事業税	47	38
法人税等調整額	7	0
法人税等合計	55	38
当期純利益	561	526

【営業費明細表】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
		金額 (百万円)		金額 (百万円)	
鉄道事業営業費					
1 運送営業費	1,2				
人件費		2,977		2,953	
経費		2,378		2,547	
計		5,356		5,500	
2 一般管理費	2				
人件費		499		492	
経費		147		140	
計		647		632	
3 諸税		656		643	
4 減価償却費		2,241		2,174	
鉄道事業営業費合計				8,902	8,952
兼業営業費					
1 売上原価					
土地建物原価		867		257	
物品販売業原価		5,734		5,601	
その他		485		485	
計		7,087		6,344	
2 販売費及び一般管理費	2				
人件費		267		277	
経費		783		763	
計		1,051		1,041	
3 諸税		153		144	
4 減価償却費		334		325	
兼業営業費合計				8,626	7,856
全事業営業費合計				17,528	16,808

事業別営業費合計の100分の5を超える主な費用並びに営業費(全事業)に含まれている引当金繰入額等は、次のとおりである。

(注) 1 鉄道事業営業費 運送営業費

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
	給与	2,218百万円		2,196百万円
動力費	755		907	
修繕費	723		770	

2 営業費(全事業)に含まれている引当金繰入額等

	前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
	退職給付費用	375百万円		351百万円

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	11,710	580	233	814	2,365	29	10,130
当期変動額							
準備金から剰余金への振替		580	580	-			-
欠損填補			814	814	814		-
当期純利益					561		561
自己株式の取得						3	3
土地再評価差額金の取崩					12		12
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	580	233	814	1,389	3	571
当期末残高	11,710	-	-	-	976	32	10,701

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	70	104	1,085	910	11,041
当期変動額					
準備金から剰余金への振替					-
欠損填補					-
当期純利益					561
自己株式の取得					3
土地再評価差額金の取崩					12
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	190	4	13	182	182
当期変動額合計	190	4	13	182	753
当期末残高	120	99	1,072	1,093	11,794

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		その他利益剰余金		
		繰越利益剰余金		
当期首残高	11,710	976	32	10,701
当期変動額				
当期純利益		526		526
自己株式の取得			5	5
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	526	5	520
当期末残高	11,710	450	38	11,221

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	120	99	1,072	1,093	11,794
当期変動額					
当期純利益					526
自己株式の取得					5
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	82	15		97	97
当期変動額合計	82	15	-	97	617
当期末残高	202	84	1,072	1,190	12,412

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法に基づく原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。）

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

3 たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっている。

(1) 販売土地及び建物

個別法

(2) 貯蔵品

移動平均法

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

鉄道事業取替資産

取替法（定額法）

その他の有形固定資産

定額法

なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用している。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用している。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

(4) 工事負担金等の会計処理

鉄道事業における施設の改築工事等を行うに当たり、地方公共団体等より工事費の一部として工事負担金等を受けている。

工事負担金等を受け入れて取得した固定資産のうち、資産価値や機能の向上が見込まれるもの（橋梁改築工事等）については、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額せず、固定資産に計上し、損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上している。

また、資産価値や機能の向上が見込まれないもの（踏切道拡幅工事等）については、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額し、損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を工事負担金等圧縮額として特別損失に計上している。

なお、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金については、これを工事負担金等受入額として特別利益に計上するとともに、工事完成時に固定資産の取得原価から直接減額した額を工事負担金等圧縮額として特別損失に計上している。工事負担金等受入額及び工事負担金等圧縮額に含まれる当該補助金は、当事業年度470百万円、前事業年度331百万円である。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(2) 投資評価引当金

関係会社株式について実質価額を適正に評価するため、相手先の財政状態等を勘案し、計上を要すると認められる金額を計上している。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。

数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の費用処理方法

会計基準変更時差異（1,349百万円）は、15年による按分額を費用処理している。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理している。

(4) 投資損失引当金

投資に対する損失に備えるため、相手先の財政状態等を勘案し、出資金額を超えて負担することとなる損失見込額を計上している。

6 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっている。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっている。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金

(3) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避するために金利スワップ取引を行っている。また、社内規程に基づく限度額の範囲内で利用することを基本方針とする。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価している。

ただし、特例処理によっている金利スワップについては、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であるため有効性の評価を省略している

7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっている。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっている。ただし、資産に係る控除対象外消費税は発生事業年度の期間費用としている。

(3) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用している。

(表示方法の変更)

- ・固定資産の再評価に関する注記については、該当する条文が削除されたため、記載していない。
- ・財務諸表等規則様式第十一号（記載上の注意6）により、財務諸表等規則第121条第1項2号に定める有形固定資産明細表において、特別の法律の規定により資産の再評価が行われた場合その他特別の事由により取得原価の修正を行った際に生じた再評価差額等は、これまでの、増減があった場合に記載する「当期増加額」又は「当期減少額」の欄のほか、期首又は期末の残高について「当期首残高」及び「当期末残高」の欄に内書（括弧書）する方法に変更している。

以下の事項について、記載を省略している。

- ・財務諸表等規則第8条の6に定めるリース取引に関する注記については、同条第4項により、記載を省略している。
- ・財務諸表等規則第42条に定める事業用土地の再評価に関する注記については、同条第3項により、記載を省略している。
- ・財務諸表等規則第68条の4に定める1株当たり純資産額の注記については、同条第3項により、記載を省略している。
- ・財務諸表等規則第80条に定めるたな卸資産の帳簿価額の切り下げに関する注記については、同条第3項により、記載を省略している。
- ・財務諸表等規則第95条の5の2に定める1株当たり当期純損益金額に関する注記については、同条第3項により、記載を省略している。
- ・財務諸表等規則第95条の5の3に定める潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に関する注記については、同条第4項により、記載を省略している。
- ・財務諸表等規則第107条に定める自己株式に関する注記については、同条第2項により、記載を省略している。

(貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりである。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
鉄道事業固定資産 (鉄道財団)	71,106百万円	69,706百万円
投資有価証券	299	324
計	71,406	70,030

担保付債務は、次のとおりである。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
長期借入金 (うち財団抵当)	15,578百万円 (14,365)	13,871百万円 (13,061)
短期借入金	2,250	2,060
計	17,828	15,931

なお、長期借入金には、1年以内返済予定額を含んでいる。

2 工事負担金等による鉄道事業固定資産の圧縮累計額は、次のとおりである。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
工事負担金等圧縮累計額	54,402百万円	54,807百万円

3 偶発債務については、下記の会社の借入金に対して次のとおり保証を行っている。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
株式会社神鉄ビジネスサポート	1,910百万円	1,550百万円

なお、上記会社との関係内容については「第1 企業の概況」の「3 事業の内容」及び「4 関係会社の状況」に記載している。

4 当社は、資金調達の機動性確保・安定化を図る目的で、コミットメントライン契約を平成25年3月29日付け(取引金融機関8社)及び平成26年3月27日付け(取引金融機関8社)で締結している。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりである。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
平成25年3月29日付け締結 契約の総額	5,300百万円	5,300百万円
借入実行残高	-	2,703
借入未実行残高	5,300	2,597

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
平成26年3月27日付け締結 契約の総額	- 百万円	5,300百万円
借入実行残高	-	-
借入未実行残高	-	5,300

5 財務制限条項

前事業年度（平成25年3月31日）

当社の平成23年10月17日締結の金銭消費貸借契約、平成24年3月30日締結及び平成25年3月29日締結のコミットメントライン契約、平成23年12月26日締結並びに平成25年2月25日締結のシンジケートローン契約には、それぞれ下記の財務制限条項が付されている。

(1) 平成23年10月17日付け締結の金銭消費貸借契約に付されている条項

各年度の決算期及び第2四半期の末日において、連結の貸借対照表における純資産の部の合計金額から「新株予約権」、「少数株主持分」及び「繰延ヘッジ損益」の合計金額を控除した金額を、平成23年3月決算期の末日における連結の貸借対照表に記載されている純資産の部の合計金額から「新株予約権」、「少数株主持分」及び「繰延ヘッジ損益」の合計金額を控除した金額の75%の金額以上に維持すること。

各年度の決算期の末日において、単体の貸借対照表における純資産の部の合計金額から「新株予約権」及び「繰延ヘッジ損益」の合計金額を控除した金額を、平成23年3月決算期の末日における単体の貸借対照表に記載されている純資産の部の合計金額から「新株予約権」及び「繰延ヘッジ損益」の合計金額を控除した金額の75%の金額以上に維持すること。

各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が、2期連続して損失とならないようにすること。

各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が、2期連続して損失とならないようにすること。

各年度の決算期の末日において、連結の貸借対照表に記載される有利子負債（短期借入金、長期借入金、1年以内返済予定の長期借入金、1年以内償還予定の社債、社債等）の合計金額が、連結損益計算書における営業損益、受取利息、受取配当金及び減価償却費を加算した金額を20倍した金額を上回らないこと。

各年度の決算期の末日において、単体の貸借対照表に記載される有利子負債（短期借入金、長期借入金、1年以内返済予定の長期借入金、1年以内償還予定の社債、社債等）の合計金額が、単体損益計算書における営業損益、受取利息、受取配当金及び減価償却費を加算した金額を20倍した金額を上回らないこと。

(2) 平成24年3月30日付け締結のコミットメントライン契約に付されている条項

各事業年度末日における借入人の報告書等の連結貸借対照表から計算される自己資本の合計金額（連結貸借対照表における純資産の部の合計金額から新株予約権、繰延ヘッジ損益及び少数株主持分の合計金額を控除した金額をいう。）を、平成23年3月期末日における報告書等の連結貸借対照表から計算される自己資本の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。

各事業年度末日における報告書等の単体の貸借対照表から計算される自己資本の合計金額（単体の貸借対照表における純資産の部の合計金額から新株予約権及び繰延ヘッジ損益の合計金額を控除した金額をいう。）を、平成23年3月期末日における報告書等の単体の貸借対照表から計算される自己資本の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。

各事業年度末日における報告書等の連結貸借対照表における有利子負債（短期借入金、長期借入金、1年以内返済予定長期借入金、1年以内償還予定社債、社債等）の合計金額が、当該報告書等の連結損益計算書における営業損益、受取利息、受取配当金及び減価償却費を加算した金額の20倍に相当する金額を上回らないこと。

各事業年度末日における借入人の報告書等の単体の貸借対照表に記載される有利子負債（短期借入金、長期借入金、1年以内返済予定長期借入金、1年以内償還予定社債、社債等）の合計金額が、当該報告書等の単体の損益計算書における営業損益、受取利息、受取配当金及び減価償却費を加算した金額の20倍に相当する金額を上回らないこと。

(3) 平成25年3月29日付け締結のコミットメントライン契約に付されている条項

各事業年度末日における借入人の報告書等の連結貸借対照表から計算される自己資本の合計金額（連結貸借対照表における純資産の部の合計金額から新株予約権、繰延ヘッジ損益及び少数株主持分の合計金額を控除した金額をいう。）を、平成24年3月期末日における報告書等の連結貸借対照表から計算される自己資本の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。

各事業年度末日における借入人の報告書等の単体の貸借対照表から計算される自己資本の合計金額（単体の貸借対照表における純資産の部の合計金額から新株予約権、繰延ヘッジ損益の合計金額を控除した金額をいう。）を、平成24年3月期末日における報告書等の単体の貸借対照表から計算される自己資本の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。

各事業年度末日における借入人の報告書等の連結貸借対照表における有利子負債（短期借入金、長期借入金、1年以内返済予定長期借入金、1年以内償還予定社債及び社債等）の合計金額を、当該報告書等の連結損益計算書における営業損益、受取利息、受取配当金及び減価償却費の合計金額の20倍に相当する金額以下に維持すること。

各事業年度末日における借入人の報告書等の単体の貸借対照表に記載される有利子負債（短期借入金、長期借入金、1年以内返済予定長期借入金、1年以内償還予定社債及び社債等）の合計金額を、当該報告書等の単体の損益計算書における営業損益、受取利息、受取配当金及び減価償却費の合計金額の20倍に相当する金額以下に維持すること。

(4) 平成23年12月26日締結のシンジケート・ローン契約に付されている条項

各年度の決算期の末日における単体及び連結の自己資本の合計金額を、前決算期の末日または平成23年3月期の末日の単体及び連結の自己資本の合計金額のいずれか大きい方の金額の75%以上の金額に維持すること。

各年度の決算期の単体及び連結の経常利益について2期連続の赤字を回避すること。

各年度の決算期の単体及び連結の貸借対照表に記載される有利子負債（短期借入金、1年以内返済長期借入金、長期借入金、1年以内償還社債、社債等）の合計金額を単体及び連結の損益計算書に記載される営業損益、受取利息、受取配当金及び減価償却費の合計金額の20倍に相当する金額以上としないこと。

(5) 平成25年2月25日付け締結のシンジケートローン契約に付されている条項

各事業年度末日における借入人の報告書等の連結貸借対照表から計算される自己資本の合計金額（連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から新株予約権、繰延ヘッジ損益及び少数株主持分の合計金額を控除した金額。以下、同じ。）を、平成24年3月期末日における連結貸借対照表から計算される自己資本の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表から計算される自己資本の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

各第2四半期会計期間末日における借入人の報告書等の連結貸借対照表から計算される自己資本の合計金額（連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から新株予約権、繰延ヘッジ損益及び少数株主持分の合計金額を控除した金額。以下、同じ。）を、平成24年3月期末日における連結貸借対照表から計算される自己資本の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表から計算される自己資本の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

各事業年度末日における借入人の報告書等の単体の貸借対照表から計算される自己資本の合計金額（単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から新株予約権及び繰延ヘッジ損益の合計金額を控除した金額。以下、同じ。）を、平成24年3月期末日における単体の貸借対照表から計算される自己資本の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における単体の貸借対照表から計算される自己資本の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

各第2四半期会計期間末日における借入人の財務書類等の単体の貸借対照表から計算される自己資本の合計金額（単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から新株予約権及び繰延ヘッジ損益の合計金額を控除した金額。以下、同じ。）を、平成24年3月期末日における単体の貸借対照表から計算される自己資本の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における単体の貸借対照表から計算される自己資本の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

各事業年度末日における借入人の報告書等の連結貸借対照表に記載される有利子負債（短期借入金、1年以内返済長期借入金、長期借入金、1年以内償還社債、社債等）の合計金額を、連結損益計算書に記載される営業損益、受取利息、受取配当金及び連結キャッシュフロー計算書に記載される減価償却費の合計金額の20倍に相当する金額以上としないこと。

各事業年度末日における借入人の報告書等の単体の貸借対照表に記載される有利子負債（短期借入金、1年以内返済長期借入金、長期借入金、1年以内償還社債、社債等）の合計金額を、単体の損益計算書に記載される営業損益、受取利息、受取配当金及び減価償却費の合計金額の20倍に相当する金額以上としないこと。

当事業年度（平成26年3月31日）

当社の平成23年10月17日締結及び平成26年1月29日締結の金銭消費貸借契約、平成25年3月29日締結及び平成26年3月27日締結のコミットメントライン契約、平成23年12月26日締結及び平成25年2月25日締結のシンジケートローン契約には、それぞれ下記の財務制限条項が付されている。

(1) 平成23年10月17日付け締結の金銭消費貸借契約に付されている条項

各年度の決算期及び第2四半期の末日において、連結の貸借対照表における純資産の部の合計金額から「新株予約権」、「少数株主持分」及び「繰延ヘッジ損益」の合計金額を控除した金額を、平成23年3月決算期の末日における連結の貸借対照表に記載されている純資産の部の合計金額から「新株予約権」、「少数株主持分」及び「繰延ヘッジ損益」の合計金額を控除した金額の75%の金額以上に維持すること。

各年度の決算期の末日において、単体の貸借対照表における純資産の部の合計金額から「新株予約権」及び「繰延ヘッジ損益」の合計金額を控除した金額を、平成23年3月決算期の末日における単体の貸借対照表に記載されている純資産の部の合計金額から「新株予約権」及び「繰延ヘッジ損益」の合計金額を控除した金額の75%の金額以上に維持すること。

各年度の決算期における連結の損益計算書に示される経常損益が、2期連続して損失とならないようにすること。

各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常損益が、2期連続して損失とならないようにすること。

各年度の決算期の末日において、連結の貸借対照表に記載される有利子負債（短期借入金、長期借入金、1年以内返済予定の長期借入金、1年以内償還予定の社債、社債等）の合計金額が、連結損益計算書における営業損益、受取利息、受取配当金及び減価償却費を加算した金額を20倍した金額を上回らないこと。

各年度の決算期の末日において、単体の貸借対照表に記載される有利子負債（短期借入金、長期借入金、1年以内返済予定の長期借入金、1年以内償還予定の社債、社債等）の合計金額が、単体損益計算書における営業損益、受取利息、受取配当金及び減価償却費を加算した金額を20倍した金額を上回らないこと。

(2) 平成26年1月29日付け締結の金銭消費貸借契約に付されている条項

各事業年度末日における借入人の報告書等の連結貸借対照表から計算される自己資本の合計金額（連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から新株予約権、繰延ヘッジ損益及び少数株主持分の合計金額を控除した金額。以下、同じ。）を、平成25年3月期末日における連結貸借対照表から計算される自己資本の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表から計算される自己資本の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

各第2四半期会計期間末日における借入人の報告書等の連結貸借対照表から計算される自己資本の合計金額（連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から新株予約権、繰延ヘッジ損益及び少数株主持分の合計金額を控除した金額。以下、同じ。）を、平成25年3月期末日における連結貸借対照表から計算される自己資本の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表から計算される自己資本の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

各事業年度末日における借入人の報告書等の単体の貸借対照表から計算される自己資本の合計金額（単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から新株予約権及び繰延ヘッジ損益の合計金額を控除した金額。以下、同じ。）を、平成25年3月期末日における単体の貸借対照表から計算される自己資本の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における単体の貸借対照表から計算される自己資本の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

各第2四半期会計期間末日における借入人の財務書類等の単体の貸借対照表から計算される自己資本の合計金額（単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から新株予約権及び繰延ヘッジ損益の合計金額を控除した金額。以下、同じ。）を、平成25年3月期末日における単体の貸借対照表から計算される自己資本の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における単体の貸借対照表から計算される自己資本の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

各事業年度末日における借入人の報告書等の連結貸借対照表に記載される有利子負債（短期借入金、1年以内返済長期借入金、長期借入金、1年以内償還社債、社債等）の合計金額を、連結損益計算書に記載される営業損益、受取利息、受取配当金及び連結キャッシュフロー計算書に記載される減価償却費の合計金額の20倍に相当する金額以上としないこと。

各事業年度末日における借入人の報告書等の単体の貸借対照表に記載される有利子負債（短期借入金、1年以内返済長期借入金、長期借入金、1年以内償還社債、社債等）の合計金額を、単体の損益計算書に記載される営業損益、受取利息、受取配当金及び減価償却費の合計金額の20倍に相当する金額以上としないこと。

(3) 平成25年3月29日付け締結のコミットメントライン契約に付されている条項

各事業年度末日における借入人の報告書等の連結貸借対照表から計算される自己資本の合計金額（連結貸借対照表における純資産の部の合計金額から新株予約権、繰延ヘッジ損益及び少数株主持分の合計金額を控除した金額をいう。）を、平成24年3月期末日における報告書等の連結貸借対照表から計算される自己資本の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。

各事業年度末日における借入人の報告書等の単体の貸借対照表から計算される自己資本の合計金額（単体の貸借対照表における純資産の部の合計金額から新株予約権、繰延ヘッジ損益の合計金額を控除した金額をいう。）を、平成24年3月期末日における報告書等の単体の貸借対照表から計算される自己資本の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。

各事業年度末日における借入人の報告書等の連結貸借対照表における有利子負債（短期借入金、長期借入金、1年以内返済予定長期借入金、1年以内償還予定社債及び社債等）の合計金額を、当該報告書等の連結損益計算書における営業損益、受取利息、受取配当金及び減価償却費の合計金額の20倍に相当する金額以下に維持すること。

各事業年度末日における借入人の報告書等の単体の貸借対照表に記載される有利子負債（短期借入金、長期借入金、1年以内返済予定長期借入金、1年以内償還予定社債及び社債等）の合計金額を、当該報告書等の単体の損益計算書における営業損益、受取利息、受取配当金及び減価償却費の合計金額の20倍に相当する金額以下に維持すること。

(4) 平成26年3月27日付け締結のコミットメントライン契約に付されている条項

各事業年度末日における報告書等の連結貸借対照表から計算される自己資本の合計金額（連結貸借対照表における純資産の部の合計金額から新株予約権、繰延ヘッジ損益及び少数株主持分の合計金額を控除した金額をいう。）を、平成25年3月期末日における報告書等の連結貸借対照表から計算される自己資本の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。

各事業年度末日における報告書等の単体の貸借対照表から計算される自己資本の合計金額（単体の貸借対照表における純資産の部の合計金額から新株予約権、繰延ヘッジ損益の合計金額を控除した金額をいう。）を、平成25年3月期末日における報告書等の単体の貸借対照表から計算される自己資本の合計金額の75%に相当する金額以上に維持すること。

各事業年度末日における報告書等の連結貸借対照表における有利子負債（短期借入金、長期借入金、1年以内返済予定長期借入金、1年以内償還予定社債及び社債等）の合計金額を、当該報告書等の連結損益計算書における営業損益、受取利息、受取配当金及び減価償却費の合計金額の20倍に相当する金額以下に維持すること。

各事業年度末日における報告書等の単体の貸借対照表における有利子負債（短期借入金、長期借入金、1年以内返済予定長期借入金、1年以内償還予定社債及び社債等）の合計金額を、当該報告書等の単体の損益計算書における営業損益、受取利息、受取配当金及び減価償却費の合計金額の20倍に相当する金額以下に維持すること。

(5) 平成23年12月26日締結のシンジケート・ローン契約に付されている条項

各年度の決算期の末日における単体及び連結の自己資本の合計金額を、前決算期の末日または平成23年3月期の末日の単体及び連結の自己資本の合計金額のいずれか大きい方の金額の75%以上の金額に維持すること。

各年度の決算期の単体及び連結の経常利益について2期連続の赤字を回避すること。

各年度の決算期の単体及び連結の貸借対照表に記載される有利子負債（短期借入金、1年以内返済長期借入金、長期借入金、1年以内償還社債、社債等）の合計金額を単体及び連結の損益計算書に記載される営業損益、受取利息、受取配当金及び減価償却費の合計金額の20倍に相当する金額以上としないこと。

(6) 平成25年2月25日付け締結のシンジケートローン契約に付されている条項

各事業年度末日における借入人の報告書等の連結貸借対照表から計算される自己資本の合計金額（連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から新株予約権、繰延ヘッジ損益及び少数株主持分の合計金額を控除した金額。以下、同じ。）を、平成24年3月期末日における連結貸借対照表から計算される自己資本の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表から計算される自己資本の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

各第2四半期会計期間末日における借入人の報告書等の連結貸借対照表から計算される自己資本の合計金額（連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から新株予約権、繰延ヘッジ損益及び少数株主持分の合計金額を控除した金額。以下、同じ。）を、平成24年3月期末日における連結貸借対照表から計算される自己資本の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における連結貸借対照表から計算される自己資本の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

各事業年度末日における借入人の報告書等の単体の貸借対照表から計算される自己資本の合計金額（単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から新株予約権及び繰延ヘッジ損益の合計金額を控除した金額。以下、同じ。）を、平成24年3月期末日における単体の貸借対照表から計算される自己資本の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における単体の貸借対照表から計算される自己資本の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

各第2四半期会計期間末日における借入人の財務書類等の単体の貸借対照表から計算される自己資本の合計金額（単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額から新株予約権及び繰延ヘッジ損益の合計金額を控除した金額。以下、同じ。）を、平成24年3月期末日における単体の貸借対照表から計算される自己資本の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における単体の貸借対照表から計算される自己資本の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

各事業年度末日における借入人の報告書等の連結貸借対照表に記載される有利子負債（短期借入金、1年以内返済長期借入金、長期借入金、1年以内償還社債、社債等）の合計金額を、連結損益計算書に記載される営業損益、受取利息、受取配当金及び連結キャッシュフロー計算書に記載される減価償却費の合計金額の20倍に相当する金額以上としないこと。

各事業年度末日における借入人の報告書等の単体の貸借対照表に記載される有利子負債（短期借入金、1年以内返済長期借入金、長期借入金、1年以内償還社債、社債等）の合計金額を、単体の損益計算書に記載される営業損益、受取利息、受取配当金及び減価償却費の合計金額の20倍に相当する金額以上としないこと。

6 三田線複線化工事の事業資金のうち地方公共団体からの預り金残高は、次のとおりである。

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
流動負債 その他	40百万円	40百万円
固定負債 その他	685	644
計	725	685

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれている。

		前事業年度	当事業年度
		(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
営業外収益	受取配当金	95百万円	91百万円
営業費	鉄道事業営業費	574	537
	兼業営業費	5,956	6,006
	(うち、関係会社からの仕入高)	(5,571)	(5,605)

2 固定資産売却益

		前事業年度	当事業年度
		(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
土地の売却益		11百万円	-百万円

3 固定資産売却損

		前事業年度	当事業年度
		(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
土地の売却損		20百万円	-百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはない。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

区分	平成25年3月31日	平成26年3月31日
子会社株式	807百万円	807百万円
関連会社株式	4	4
計	812	812

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していない。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産		
販売用土地評価損	1,652百万円	1,652百万円
退職給付引当金	508	463
投資有価証券評価損	717	716
投資損失引当金	140	158
投資評価引当金	91	87
税務上の繰越欠損金	1,399	1,200
その他	98	110
繰延税金資産小計	4,609	4,389
評価性引当額	4,609	4,389
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
資産除去債務	1	1
その他有価証券評価差額金	15	45
繰延税金負債合計	16	47
繰延税金資産の純額	-	-

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率	37.96%	37.96%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.69%	1.75%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	7.07%	7.00%
評価性引当額に係る繰延税金資産	24.53%	2.47%
繰越欠損金の控除	7.21%	24.19%
住民税均等割額	1.98%	2.05%
連結納税に伴う影響額	13.81%	14.14%
その他	-	1.76%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	10.99%	7.80%

(重要な後発事象)

当社は平成26年2月27日開催の取締役会において、当社の流通事業である食品スーパー事業を子会社の株式会社神鉄エンタープライズに、また、駅売店業を子会社の神鉄観光株式会社に、それぞれの事業を譲渡することを決議し、平成26年4月1日付けで譲渡した。

1. 当該事業の譲渡先の名称

- (1) 株式会社神鉄エンタープライズ
- (2) 神鉄観光株式会社

2. 事業譲渡の目的

当社の流通事業は、食品スーパー事業と駅売店業を中心に展開しており、運営についてはそれぞれ子会社の株式会社神鉄エンタープライズと神鉄観光株式会社が行っている。

今般、食品スーパー事業を株式会社神鉄エンタープライズに、駅売店業を神鉄観光株式会社にそれぞれ事業譲渡することにより、事業運営の機動性を一層高めるとともに経営資源の一元化を図り、当社グループの流通事業の競争力をより強化することとした。

3. 譲渡した事業の内容及び事業譲渡日

(1) 譲渡事業

食品スーパー事業
駅売店業

(2) 譲渡事業の営業収益(平成26年3月期)

食品スーパー事業	5,189百万円
駅売店業	691百万円

(3) 譲渡資産の内容

食品スーパー事業	固定資産	204百万円
駅売店業	固定資産	6百万円

(4) 譲渡日

平成26年4月1日

4. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として処理している。

【附属明細表】
 【有価証券明細表】
 【株式】

		銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券	その他 有価証券	株式会社みなと銀行	1,174,000	211
		三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	282,944	131
		株式会社三井住友フィナンシャルグループ	29,136	128
		株式会社ノザワ	277,000	102
		神栄株式会社	397,000	84
		日工株式会社	136,000	65
		山陽電気鉄道株式会社	110,250	53
		株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	73,980	41
		株式会社大和証券グループ本社	30,000	26
		株式会社北摂コミュニティ開発センター	50,000	25
	その他(14銘柄)	150,836	51	
		計	2,711,146	922

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	減価償却累 計額又は償 却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)	
有形固定資産	土地	33,745 (4,968)	17	-	33,762 (4,968)	-	-	33,762 (4,968)
	建物	19,874	149	63	19,961	12,111	479	7,849
	構築物	66,781	830	503	67,108	27,855	1,231	39,253
	車両	23,205	99	419	22,885	19,715	289	3,169
	機械装置	8,499	626	452	8,672	6,222	288	2,450
	工具・器具・備品	1,380	38	59	1,359	1,127	98	231
	建設仮勘定	964	2,120	1,958	1,127	-	-	1,127
	計	154,451 (4,968)	3,882	3,456	154,877 (4,968)	67,033	2,387	87,843 (4,968)
無形固定資産	連絡通行施設利用権	-	-	-	17	17	0	0
	電気供給施設利用権	-	-	-	6	4	0	1
	水道施設利用権	-	-	-	5	5	0	0
	公共施設利用権	-	-	-	18	11	0	6
	ソフトウェア	-	-	-	698	392	102	305
	その他	-	-	-	428	78	9	350
	計	-	-	-	1,174	509	113	665
長期前払費用	-	26	-	26	-	-	26	
繰延資産	-	-	-	-	-	-	-	
繰延資産計	-	-	-	-	-	-	-	

(注) 1 当期の増加額のうち主なものは、次のとおりである。

構 築 物	軌道強化	340
機 械 装 置	太陽光発電所新設	159
建 設 仮 勘 定	軌道強化	381
	太陽光発電所新設	167

- 2 無形固定資産の金額は資産の総額の100分の1以下であるため、「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略している。
- 3 土地及び有形固定資産の当期首残高及び当期末残高における()内は、土地の再評価に関する法律(平成10年法律第34号)により行った土地の再評価実施前の帳簿価額との差額である。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額		当期末残高 (百万円)	摘要
			目的使用 (百万円)	その他 (百万円)		
貸倒引当金	10	10	-	-	20	
投資損失引当金	396	49	-	-	445	
投資評価引当金	256	-	-	10	246	

(注) 投資評価引当金の当期減少額(その他)は、当期における相手先の財政状態等を勘案したことによる取崩である。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略している。

(3) 【その他】

該当事項なし。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで																																				
定時株主総会	6月中																																				
基準日	3月31日																																				
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日																																				
1単元の株式数	1,000株																																				
単元未満株式の 買取り	取扱場所(特別口座)	大阪市中央区伏見町3丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部																																			
	株主名簿管理人(特別口座)	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社																																			
	買取手数料	無料																																			
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告によること ができない場合は、神戸市において発行する神戸新聞に掲載して行う。 電子公告掲載ホームページアドレス http://www.shintetsu.co.jp/koukoku/																																				
株主に対する特典	<p>3月末日、9月末日現在で当社株式を所有する株主に対し、次表のとおり電車全線（神戸 高速線を除く）株主優待乗車証、乗車券、「有馬温泉 太閤の湯」優待券・割引券、「有馬 ビューホテルうらら」宿泊割引券を発行する。</p> <p>・優待乗車証</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所有株式数</th> <th>乗車証</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9,700株～99,999株</td> <td>1枚</td> </tr> <tr> <td>100,000株～299,999株</td> <td>2枚</td> </tr> <tr> <td>300,000株～499,999株</td> <td>3枚</td> </tr> <tr> <td>500,000株～999,999株</td> <td>4枚</td> </tr> <tr> <td>1,000,000株～</td> <td>5枚</td> </tr> </tbody> </table> <p>・乗車券、「有馬温泉 太閤の湯」優待券・割引券</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所有株式数</th> <th>乗車券</th> <th>優待券</th> <th>割引券</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000株～11,000株</td> <td>4枚</td> <td>2枚</td> <td>2枚</td> </tr> <tr> <td>11,001株～</td> <td>6枚</td> <td>3枚</td> <td>2枚</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 「有馬温泉 太閤の湯」優待券は、入館時に施設利用料500円（税 込）が別途必要。</p> <p>(注)2 「有馬温泉 太閤の湯」割引券は、通常料金を大人1,600円、小学 生1,000円、幼児200円の割引料金で利用可能。</p> <p>・「有馬ビューホテルうらら」宿泊割引券</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所有株式数</th> <th>宿泊割引券</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000株～</td> <td>2枚</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)「有馬ビューホテルうらら」宿泊時に15%割引券として利用可能。</p> <table> <tr> <td>通用期間</td> <td>3月末現在所有株主</td> <td>同年6月～11月</td> </tr> <tr> <td></td> <td>9月末現在</td> <td>" 同年12月～翌年5月</td> </tr> </table>			所有株式数	乗車証	9,700株～99,999株	1枚	100,000株～299,999株	2枚	300,000株～499,999株	3枚	500,000株～999,999株	4枚	1,000,000株～	5枚	所有株式数	乗車券	優待券	割引券	1,000株～11,000株	4枚	2枚	2枚	11,001株～	6枚	3枚	2枚	所有株式数	宿泊割引券	1,000株～	2枚	通用期間	3月末現在所有株主	同年6月～11月		9月末現在	" 同年12月～翌年5月
	所有株式数	乗車証																																			
9,700株～99,999株	1枚																																				
100,000株～299,999株	2枚																																				
300,000株～499,999株	3枚																																				
500,000株～999,999株	4枚																																				
1,000,000株～	5枚																																				
所有株式数	乗車券	優待券	割引券																																		
1,000株～11,000株	4枚	2枚	2枚																																		
11,001株～	6枚	3枚	2枚																																		
所有株式数	宿泊割引券																																				
1,000株～	2枚																																				
通用期間	3月末現在所有株主	同年6月～11月																																			
	9月末現在	" 同年12月～翌年5月																																			

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はない。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出している。

- | | | | |
|-----|-----------------------|--|---------------------------|
| (1) | 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書 | (事業年度 自 平成24年4月1日
(第138期) 至 平成25年3月31日) | 平成25年6月14日
関東財務局長に提出。 |
| (2) | 内部統制報告書及びその添付書類 | | 平成25年6月14日
関東財務局長に提出。 |
| (3) | 四半期報告書及び確認書 | (第139期第1四半期 自 平成25年4月1日
至 平成25年6月30日) | 平成25年8月13日
関東財務局長に提出。 |
| | | (第139期第2四半期 自 平成25年7月1日
至 平成25年9月30日) | 平成25年11月13日
関東財務局長に提出。 |
| | | (第139期第3四半期 自 平成25年10月1日
至 平成25年12月31日) | 平成26年2月13日
関東財務局長に提出。 |
| (4) | 臨時報告書 | | |

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書である。

平成25年6月17日
関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号（提出会社の事業の譲渡）に基づく臨時報告書である。

平成26年2月28日
関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年6月12日

神戸電鉄株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松山 和弘 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 溝 静太 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている神戸電鉄株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、神戸電鉄株式会社及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、神戸電鉄株式会社の平成26年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、神戸電鉄株式会社が平成26年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管している。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていない。

独立監査人の監査報告書

平成26年 6月12日

神戸電鉄株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松山 和弘 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 溝 静太 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている神戸電鉄株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第139期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、神戸電鉄株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成26年2月27日開催の取締役会において、会社の流通事業である食品スーパー事業を子会社の株式会社神鉄エンタープライズに、また、駅売店業を子会社の神鉄観光株式会社に、それぞれの事業を譲渡することを決議し、平成26年4月1日付けで譲渡した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管している。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていない。